

# 官報

號外 昭和十年三月三日

## ○第六十七回 衆議院議事速記録第二十一號

第七 五大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案(小山松壽君外六名提出)	昭和十年三月二日(土曜日)
第八 百貨店法案(眞鍋儀十君外三名提出)	午後二時十分開議
第九 百貨店法案(三上英雄君外一名提出)	午後一時開議
第十 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(吉川吉郎兵衛君外四名提出)	第一讀會
第十一 大正九年法律第五十六號中改正法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件)(東武君外五名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第十二 大正九年法律第五十六號中改正法律案(野方次郎君外四名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第十三 登録稅法中改正法律案(金光斯ル件)(山本厚三君外四名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第十四 刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案(左山知之君外二名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第十五 小作調停法中改正法律案(藤田若水君外四名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第十六 衛生組合法案(田中祐四郎君外二名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第十七 衛生組合法案(鷺野米太郎君外五名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第十八 衛生組合法案(野田文一郎君外二名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第十九 傳染病豫防法中改正法律案(田中祐四郎君外二名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十 傳染病豫防法中改正法律案(鷺野米太郎君外五名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十一 產師法案(土屋清三郎君外三名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十二 產師法案(野方次郎君外四名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十三 產師法案(山道襄一君外二名提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
第二十四 自動車交通事業法中改正法律案(吉川吉郎兵衛君外七名提出)	第一讀會
第二十五 舊獨逸膠州租借地還付ニ關スル條約實施ニ伴フ損失ノ補償ニ關スル法律案(久山知之君外二名提出)	第一讀會
第二十六 五大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案(申井一夫君外四名提出)	第一讀會
第二十七 官報號外	昭和十年三月三日 衆議院議事速記録第二十一號 議長ノ報告

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

第十五 小作調停法中改正法律案(藤田若水君外四名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

發行ニ關スル法律案

宮崎縣營鐵道及軌道並ニ大隅鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案

第十六 衛生組合法案(田中祐四郎君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

畜產組合法中改正法律案

提出者

(以上三月一日提出)

第十七 衛生組合法案(鷺野米太郎君外五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

畜產組合法中改正法律案

提出者

提出者

第十八 衛生組合法案(野田文一郎君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

第十九 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(吉川吉郎兵衛君外四名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

第二十 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(鷺野米太郎君外五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

第二十一 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(山本厚三君外四名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

第二十二 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(吉川吉郎兵衛君外三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

第二十三 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(中玄歲男君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

第二十四 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(三宅磐君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

第二十五 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(吉川吉郎兵衛君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

第二十六 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(田中武雄君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

第二十七 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(川淵洽馬君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

第二十八 傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(原吉郎君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

## 臨時地方財政補整金法案

提出者

前田 米藏君

堀切善兵衛君

山本条太郎君

岩崎幸治郎君

島田 俊雄君

花城 永渡君

高見 之通君

東 武君

河上 哲太君

金光 康夫君

野田文一郎君

加藤 鯛一君

小山谷藏君

伊禮 肇君

清瀬 一郎君

提出者

正法律案

昭和八年法律案第五十三號辯護士法中改

提出者

湖南鐵道敷設ニ關スル建議案

提出者

柳津野澤間及坂下喜多方間鐵道敷設ニ關

提出者

定ニ關スル建議案

(以上二月二十八日提出)

一去二十八日岡田内閣總理大臣ヨリ左ノ通

發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大牟田港修築促進ニ關スル建議案

提出者

野田 俊作君

貝谷 真孜君

提出者

大牟田驛三池港間臨港線促成ニ關スル建

議案

提出者

野田 俊作君

貝谷 真孜君

提出者

田中喜代松君

林 路一君

提出者

北海道中部ニ鐵道局増設ニ關スル建議案

外四件委員

辭任尾崎

天風君 補闕丸山 浪彌君

一昨一日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第三部選出

請願委員 伊禮 肇君（栗原彦三郎  
君補闕）

一昨一日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任  
委員左ノ如シ

第一部選出豫算委員 東 武君

一昨一日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中  
改正法律案（政府提出）委員

委員長 川口 義久君

府縣制中改正法律案（政府提出）外三件  
委員

理事 土倉 宗明君 木村 正義君

真鍋 勝君

藤正純君

○安藤正純君 簡單デアリマスカラ自席デ  
御許シラ願ヒマス

○安藤正純君 坪内博士ハ、我國近代文學  
ノ指導者トモ言フベキ地位ニ在ツタ人デア  
リマシテ、明治、大正、昭和ノ三代ニ亘リ

マシテ、日本ノ文學竝ニ演劇ヲ通ジテ、近代  
精神ヲ發揮シ、獨リ國內ノミナラズ、世界  
の文豪トシテ仰ガレタコトハ、天下周知ノ  
事實デゴザイマス（拍手）特ニ翁ガ晩年ノ三  
大業績トモ稱スペキモノハ、半生ノ心血ヲ  
注イダ所ノ「シェクスピア」全集四十卷ノ翻  
譯ヲ完成致シマシタコト、東洋唯一ノ演劇

ノ先覺者デアリマシテ、我國文化ノ發達ニ  
貢獻セラレマシタコトハ實ニ多大デアリマ  
ス（ヒヤ／＼）今博士逝去ノ報ニ接シマシ  
テ、洵ニ痛惜哀悼ノ至リニ堪ヘマセヌ、就  
キマシテハ本院ハ院議ヲ以テ弔辭ヲ贈呈致  
シタイト存ジマス、尙ホ其文案ハ議長ニ一  
任セラレントコトヲ望ミマス——此際發言ノ  
通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——安  
藤正純君

○議長（濱田國松君） 許可致シマス

○安藤正純君 坪内博士ハ、我國近代文學  
ノ指導者トモ言フベキ地位ニ在ツタ人デア  
リマシテ、明治、大正、昭和ノ三代ニ亘リ

マシテ、日本ノ文學竝ニ演劇ヲ通ジテ、近代  
精神ヲ發揮シ、獨リ國內ノミナラズ、世界  
の文豪トシテ仰ガレタコトハ、天下周知ノ  
事實デゴザイマス（拍手）特ニ翁ガ晩年ノ三  
大業績トモ稱スペキモノハ、半生ノ心血ヲ  
注イダ所ノ「シェクスピア」全集四十卷ノ翻  
譯ヲ完成致シマシタコト、東洋唯一ノ演劇

ノ先覺者デアリマシテ、我國文化ノ發達ニ  
貢獻セラレマシタコトハ實ニ多大デアリマ  
ス（ヒヤ／＼）今博士逝去ノ報ニ接シマシ  
テ、洵ニ痛惜哀悼ノ至リニ堪ヘマセヌ、就  
キマシテハ本院ハ院議ヲ以テ弔辭ヲ贈呈致  
シタイト存ジマス、尙ホ其文案ハ議長ニ一  
任セラレントコトヲ望ミマス——此際發言ノ  
通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——安  
藤正純君

○議長（濱田國松君） 許可致シマス

○内ヶ崎作三郎君 自席ニ於テ發言スル御  
願

一昨一日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

府縣制中改正法律案（政府提出）外三件委  
員

博物館ヲ創立セラレマシタコト、竝ニ財團

辭任川口 義久君 補闕船田 中君

營業収益稅法中改正法律案（中谷貞賴君  
外二名提出）委員

辭任田村 實君 補闕小林 絹治君

一昨一日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任  
委員左ノ如シ

第一部選出豫算委員 東 武君

一昨一日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法中  
改正法律案（政府提出）委員

委員長 川口 義久君

府縣制中改正法律案（政府提出）外三件  
委員

理事 土倉 宗明君 木村 正義君

真鍋 勝君

藤正純君

○安藤正純君 簡單デアリマスカラ自席デ  
御許シラ願ヒマス

○安藤正純君 坪内博士ハ、我國近代文學  
ノ指導者トモ言フベキ地位ニ在ツタ人デア  
リマシテ、明治、大正、昭和ノ三代ニ亘リ

マシテ、日本ノ文學竝ニ演劇ヲ通ジテ、近代  
精神ヲ發揮シ、獨リ國內ノミナラズ、世界  
の文豪トシテ仰ガレタコトハ、天下周知ノ  
事實デゴザイマス（拍手）特ニ翁ガ晩年ノ三  
大業績トモ稱スペキモノハ、半生ノ心血ヲ  
注イダ所ノ「シェクスピア」全集四十卷ノ翻  
譯ヲ完成致シマシタコト、東洋唯一ノ演劇

ノ先覺者デアリマシテ、我國文化ノ發達ニ  
貢獻セラレマシタコトハ實ニ多大デアリマ  
ス（ヒヤ／＼）今博士逝去ノ報ニ接シマシ  
テ、洵ニ痛惜哀悼ノ至リニ堪ヘマセヌ、就  
キマシテハ本院ハ院議ヲ以テ弔辭ヲ贈呈致  
シタイト存ジマス、尙ホ其文案ハ議長ニ一  
任セラレントコトヲ望ミマス——此際發言ノ  
通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——安  
藤正純君

○議長（濱田國松君） 許可致シマス

○内ヶ崎作三郎君 自席ニ於テ發言スル御  
願

一昨一日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

府縣制中改正法律案（政府提出）外三件委  
員

博物館ヲ創立セラレマシタコト、竝ニ財團

法人國劇向上會ヲ設立シテ、全財產ヲ投ゼ  
ラレタコトデゴザイマス（拍手）尙ホ明治ノ  
中葉ニ當リマシテ、歐化熱ト國粹論トガ衝  
突ヲ致シマシテ、國民思想が亂麻ノ如ク  
博士坪内雄藏君ハ去ル二十八日逝去セラレ  
マシタ、諸君御承知ノ如ク、博士ハ學藝界  
ノ先覺者デアリマシテ、我國文化ノ發達ニ  
貢獻セラレマシタコトハ實ニ多大デアリマ  
ス（ヒヤ／＼）今博士逝去ノ報ニ接シマシ  
テ、洵ニ痛惜哀悼ノ至リニ堪ヘマセヌ、就  
キマシテハ本院ハ院議ヲ以テ弔辭ヲ贈呈致  
シタイト存ジマス、尙ホ其文案ハ議長ニ一  
任セラレントコトヲ望ミマス——此際發言ノ  
通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——安  
藤正純君

○議長（濱田國松君） 許可致シマス

○内ヶ崎作三郎君 明治、大正、昭和ノ三  
聖代、約七十年間ノ歴史ヲ顧ミマスルニ、  
ナレルヲ深ク慷慨セラレ、和漢洋ノ三文學  
學園ヲ創立シ、或ハ幾多ノ著述ヲ刊行  
セラレ、以テ知識偏重教育ニナツテ居リマ  
スル其當時ノ弊風ヲ矯正セラレマシテ、知  
識教育ノ外、情操教育ノ唱道、道德教育ノ  
鼓吹ト云フコトニ盡力ヲセラレ、引續イテ  
長ク是ガ爲ニ努力ヲセラレマシタ翁ノ教育  
上及ビ思想上ノ功績ト云フモノハ、翁ノ文  
學藝術ニ對スル偉勳ニ劣ラザルモノガアル  
ト信ズルノデアリマス（拍手）而モ身ヲ持ス  
ルコト謹嚴、死ニ至ル迄筆ヲ放タズ、指導  
ヲ怠ラズ、高潔ノ人格ヲ以テ一世ノ師表ト  
ナツタコトハ、全ク軍界ニ於ケル乃木將軍ノ  
人格ト等シキモノガアルト存ジマス（拍手）  
言フ迄モナク國家ニ對スル勳功ト云フモノ  
ハ、文武兩面ニアルコトハ申上ガル迄モゴ  
ザイマセヌ（拍手）今ヤ世界的文豪トシ、我  
國ノ文學思想方面ヲ指導セラレタル所ノ坪  
内博士ノ逝去ニ會シマシテ、哀悼措ク能ハ  
ズ、衆議院ガ弔詞ヲ呈スルト云フコトハ、  
私共ノ感激ニ堪ヘザル所デゴザイマス（拍  
手）謹デ茲ニ我黨ヲ代表シテ弔意ヲ表シ、  
御提案ニ對シテ賛成ヲ表スル次第デゴザイ  
マス（拍手）

○議長（濱田國松君） 許可致シマス

○内ヶ崎作三郎君 内ヶ崎作三郎君

國威ノ發揚、國防ノ充實、經濟ノ伸展、教  
育ノ普及、科學ノ進歩等、洵ニ驚クベキモ  
ノガアリマス、同時ニ文學、藝術ノ興隆モ  
亦顯著ニシテ、輝カシキ黃金時代ヲ現シテ  
居ルノデアリマス、比較的短日月ノ間ニ、  
斯ル成果ヲ齎シ得タルハ、他ノ諸方面ト等  
シク、斯道ノ爲ニ活動シタル多クノ先覺者  
ノ貢獻ニ依ルコトハ申ス迄モアリマセヌ  
ガ、只今議題ニ上ツテ居リマスル逍遙坪内  
雄藏君ノ寄與ノ甚ダ大ナルコトヲ認メザル  
ヲ得ナイノデアリマス（拍手）其五十年ニ瓦  
レル教育事業、其和漢洋ヲ包含シタル滋味  
豊カナル學風、其名利ニ恬淡トシテ、終始  
ノ先驅トナリ、又劇界刷新ノ中心トナリタ  
ル意義アル勳精、特ニ世界的文豪「シェクスピ  
ア」全集ノ、金玉ノ名句ニ富ム邦語譯ノ  
完成、其記念トシテ設立セラレタル演劇  
博物館ノ施設、財團法人國劇向上會及ビ日  
本「シェクスピア」協會ノ創立等、算へ來レ  
バ、其赫々タル功績ハ指ヲ屈スルニ違ガナ  
イノデアリマス（拍手）七十七歳ヲ一期トシ  
テ、永ヘニ眠リニ入ッタル此文豪ノ一生ハ、  
現代文藝復興ノ一大金字塔ノ如ク吾人ノ眼  
ニ映ズルノデアリマス（拍手）吾人ハ君國ノ  
運命ヲ雙肩ニ荷ヒテ奮闘シタル政治、國  
防、財政、科學ノ巨人ニ感謝スルト共ニ、  
國民ノ情操ヲ陶冶シ、其文化ノ内容ヲ豊富

ニシタル偉人ニ對シテモ、同ジク感謝スル  
コトヲ當然ナリト考ヘマス(拍手)今ヤ此文  
豪ノ軀ハ、靜ニ相模灣頭、梅花薰ズル邊ニ  
横ヅテ居ルノデアリマス、然レドモ嘗テ其親  
ノ如キ慈愛ノ指導ヲ受ケタル者、其名著傑  
作ニ依ツテ深甚ナル感動ヲ蒙リタル者、其劇  
ヲ鑑賞シテ藝術ノ極致ヲ悟リシ者、又ハ間  
接ニ其高風清節ヲ仰イデ憧憬ノ情ヲ寄セタ  
ル者、皆聲ヲ呑ミ、悵然トシテ文豪ノ長逝  
ヲ悲ミツ、アルノデアリマス(拍手)否、其  
死ハ世界各國ノ文壇ニ於テ哀惜セラレツ、  
アルノデアリマス、彼ハ今更藝術ノ本尊ノ  
如ク、又趣味ノ源泉ノ如ク、社會大衆ヨリ  
敬慕セラレツ、アルノデアリマス、國民ト  
其指導者トノ間ノ此美ハシキ情緒ノ發露  
ハ、正ニ現代ニ於ケル一清涼劑タルヲ失ハ  
ナイノデアリマス(拍手)由來我國ハ武士道  
ノ鄉土タルト共ニ文藝ノ故郷デアリマス、  
我が海陸ノ精銳ハ、能ク帝國ヲ守護シ、東  
亞ノ平和ヲ維持シツ、アルノデアリマス、  
而シテ他面長キ傳統ヲ有スル文學藝術ハ、  
過去ノ如何ナル時代ニ比スルモ、遜色ナイ  
幾多ノ作品ヲ誇ツテ居ルノデアリマス、果  
セル哉世界各國ハ、漸ク我國文化ノ研究ニ  
熱心ナル態度ヲ示スニ至ッタノデアリマス、  
彼等ハ我國ノ力ヲ認メルト共ニ、心ヲモ  
知ラントスルニ至ッタノデアリマス、實ニ欣  
快ノ事デアリマス(拍手)本院ガ此際、故逍  
遙坪内雄藏君ニ、院議ヲ以テ弔意ヲ表スル  
揚スル手段ナリト信ジマス、誠ニ適切ナル  
舉トシテ、滿腔ノ誠意ヲ以テ、我黨ヲ代表

○議長（濱田國松君） 岸衛君 簡単デアリマスルカラ、自席ヨ  
リノ發言ヲ御許シヲ願ヒマス  
○岸衛君 故坪内先生ガ、明治、大正、昭和ノ三代ヲ通ジマシテ、日本文化ニ貢獻致シマシタルコトハ、洵ニ甚大ナルモノガアリマスルコトヘ、既ニ安藤、内ヶ崎兩君ヨリ述ペラレマシタル通リデアリマシテ、本邦文藝界ニ於キマスル所ノ元勳デアルコトハ、誰モ異論ノナイン所デアリマス、既ニ兩君ヨリ詳細ニ先生ノ御高徳ヲ述ペラレマシタルガ故ニ、私ハ之ヲ省略ヲ致シマスルガ、斯ル世界的文豪ニ對シマシテ、院議ヲ以チマシテ厚ク弔意ヲ表シマスルコトハ、寔ニ當然ノコト、存ジマシテ、茲ニ吾々同志一同ヲ代表致シマシテ衷心ヨリ、敬虔ノ念ヲ以テ此動議ニ贊意ヲ表スル次第デアリマス（拍手）  
○議長（濱田國松君） 議長ノ發議ニ對シテ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○議長（濱田國松君） 御異議ナシト認メマス、仍テ茲ニ議長ノ手許ニ於テ起草シタル文案ヲ朗讀致シマス  
衆議院ハ我カ國文化ノ發達ニ貢獻セラレタル文學博士坪内雄藏君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス  
〔拍手起ル〕

開キマス——兒玉折務大臣  
朝鮮事業公債法中改正法律案ノ第一讀會ヲ  
第一 朝鮮事業公債法中改正法律案  
(政府提出) 第一讀會會長 朝鮮事業公債法中改正法律案  
朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス  
第一條中「六億六百二十萬圓」ヲ「六億千五百八十八萬圓」ニ改ム

附 則

本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
(國務大臣伯爵兒玉秀雄君登壇)  
○國務大臣(伯爵兒玉秀雄君)　只今議題ト  
相成リマシタ朝鮮事業公債法中改正法律案  
ノ提出ノ理由ヲ説明致シマス、朝鮮總督府  
特別會計ニ於キマシテハ、昭和十年度以降  
五年間ノ繼續事業ト致シマシテ、鐵道ノ建  
設及改良ノ追加工事ヲ施行スルノ豫定デア  
リマシテ、其總額九百五十五萬圓ヲ、朝鮮  
事業公債法ノ法定額ニ追加致シマシテ、合  
計六億一千五百八十八萬圓ニ増加セントスル  
爲ニ本法律案ヲ提出致シマシタル次第デア  
リマス、何卒御審議ノ上ニ協賛ヲ與ヘラレ  
ンコトヲ希望致シマス

○議長(濱田國松君)　本案ハ議長指名九名ノ委  
員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君)　青木君ノ動議ニ御異  
議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第二及第三ハ同種ノ議案デアリマスカラ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第二、札幌軌道株式會社及矢作水力株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案、日程第三、宮崎縣營鐵道及軌道並ニ大隅鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案、以上二案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——内田鐵道大臣

第二 札幌軌道株式會社及矢作水力株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第三 宮崎縣營鐵道及軌道並ニ大隅鐵道株式會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會 第一讀會

札幌軌道株式會社及矢作水力株式會社所屬軌道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案  
政府ハ左ノ軌道ノ經營廢止ニ關スル補償ノ爲之ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得  
一 札幌軌道株式會社所屬軌道  
一 矢作水力株式會社所屬軌道

附 則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

宮崎縣營鐵道及軌道並 = 大隅鐵道株式  
會社所屬鐵道買收ノ爲公債發行ニ關ス

○議長(濱田國松君) 質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——永田良吉君

牧基礎ノ單價ヲドウ云フ風ニ立ッテ居ラレルカ、之ニ付テ私ハ御尋シタイン。デアリマス。

設鐵道ガヤツテ居ル線路ニ沿ウテ、國鐵ガ敷設セラレルト云フコトヲ期待シテ、櫻島噴火

政府ハ左ノ鐵道及軌道買收ノ爲之ニ必要  
ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ

一 宮崎縣營鐵道及軌道

一大隅鐵道株式會社所屬鐵道  
附則

附  
則

〔國務大臣内田信也君登壇〕

シタニ法律案ノ提案理由ヲ簡単ニ申上ゲ  
ハ、内閣ニテノ事項、九章

ス、今回提案致シマシタ事項ハ、軌道ノ業廢止補償ト、地方鐵道及軌道ノ買收ノ

爲公債發行ニ關スルモノデゴザイマス、先

軌道ハ營業原工社便ニ付ノ日一ノ二ノ  
償致サントスル軌道ハ、北海道ニ於ケル

幌軌道及岐阜縣ニ於ケル矢作水力株式會社經營ノ軌道デゴザイマス、是等ハ何レモ

足ト接近竝行シテ國有鐵道ヲ敷設致シマシ

結果、其影響ヲ受ケマシテ、營業ヲ繼續ルコトガ出來ナクナリマシタノデ、今回

販賣業廢止ニ依ツテ生ズル損害ヲ補償セシム

次ハ地方鐵道及軌道ノ買收デゴザイマス

ノコトヲ希望致シマス  
レモ建設工事ノ進捗上、買收ヲ必要トスル  
ニノデゴザイマス、何卒御協賛ヲ與ヘラレ

コトヲ希望スル次第アリマス、尙又停車場等ニ於テモ、承リマスト多少廢止ニナリハセヌカト云フコトヲ聞イテ、オ五ハ非常ナ心配ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、是等モノ卒從來ノ停車場ノ在ル所ニハ、必ズ國トシテモヤツテ戴キタイ、私設鐵道ガヤッタ位ノ事ヲ、國ガヤラスト云フコトハ不公平ト思ヒマスカラ、サウ云フ點ニ付テモ御配慮ヲ御願シタイノデアリマス、尙又本年ハ大隅ニ於キマシテ大演習ガ行ハレルト云フコトヲ聞イテ居ルノデアリマス、又海軍ノ航空隊等モ建設セラレマシタカラ、之ニ對シテモ鐵道ノ建設ハ急グ必要ガアルト思ヒマス、尙ホ是ハ鹿兒島トノ關係ニ連絡モアリハドウ云フ事ヲ思ツテ居ラレルカ、是モ簡単ニ御伺致シテ置キタイト思ヒマス

尙ホ最後ニ私ハ、現在ノ社員ハ永イ間此

鐵道ノ事務ニ從事シテ居リマシテ、殆ド月給モ渡ラズニ永イ間苦ンデ參ッタノデアリマスカラ、是等モ今回買收ノ際ニハ、舊社員モ或ハ國鐵ノ社員等ニ轉化シテ、優遇シテ戴クヤウニ御願シタイト思ヒマスガ、是等ニ付テハ如何ナル考慮ヲ拂ツテ居ラレルカ、此點ヲ御尋シテ置キタイト思ヒマス、至極簡單デアリマスガ、之ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマス(拍手)

(國務大臣内田信也君登壇)

○國務大臣(内田信也君) 只今永田君ヨリ御質問ノ、大隅鐵道買收ニ關スル件ニ付テ御答致シマス、買收價格ニ付キマシテハ、委員會ニ於テ詳細申述べマスガ、地方鐵道

法ニ依リマシテ、益金五分以内ノ時ハ、御承知ノ通リ建設費以内テ協定スルコトニナッテ居リマシテ、尙ホ鐵道省ノ慣例ト致シマシテ、益金ノ還元額ト建設費トノ折半、即チ損失ノ場合ニ於テハ益金ノ還元額ガ赤デ「マイナス」デスカラ、即チ還元額ガ零トナリマスカラ、益金ノ還元額ト建設費トヲ寄セテニデ割ルコトニナル、即チ建設費ヲ二デ割ルコト、即チ建設費ノ半額ト云フコトニナリマシテ、其方法ニ付キマシテハ會社ト協定済デアリマスガ、然ラバ建設費ガドノ位ニナルカ、營業ノ内容ガドウナルカト云フコトハ、是ハ今後ノ問題ニ残サレテ居リマスカラ、數字ノ點ハ只今明ニ申上ゲルコトハ出來ナイノデアリマス、尙ホ線路ニ付テ、從來大隅鐵道ヲ敷設シタ時ニハ、安ク地方民ガ賣ツテ損ヲシテ居ルノダカラ、ソレヲ能ク考慮シテ、大體大隅鐵道ノ現在ノ線路ヲ尊重シロト云フ御言葉デアリマシタガ、御尤デゴザイマス、ソレデ鐵道ト致シマシテハ大體從來ノ線路、即チ現今敷いたアル所ノ大隅鐵道ノ線路ヲ通ルコトニナツテ居リマス、固ヨリ線路ノコトデゴザイマスカラ、一寸デモ外レテハイカスト云フ、嚴格ナ譯ニ參リマセヌケレドモ、大體建設上其線路ヲ通ルト云フコトヲ御承知願ヒタ

イト思ヒマス、尙ホ第三ニ停車場モ現今ノ停車場ノアル所へ停車場ヲ据エテ吳レロト云フ御話デゴザイマスガ、是モ地方民ガ其處ニ停車場ガアツテ利便ヲ得テ居ルモノヲ、ソレヲ一概ニ取外シテシマフト云フコトハ、

地方民ノ既得權ヲ尊重スル意味カラ宜クナイト思ヒマスカラ、現在アル停車場ヲ大體尊重シテ、技術上差支ナキ限リ置ケ積リデゴザイマス、尙ホ御陵參詣ノ便ヲ圖ルト云フコトモ、固ヨリ御言葉ノ通り、便ヲ圖シテ

寄セテニデ割ルコトニナル、即チ建設費ヲ二デ割ルコト、即チ建設費ノ半額ト云フコトニナリマシテ、其方法ニ付キマシテハ會社ト協定済デアリマスガ、然ラバ建設費ガドノ位ニナルカ、營業ノ内容ガドウナルカト云フ御話デゴザイマスガ、固ヨリ大隅鐵道ヲ買收シテ、失業者ヲ捲ヘルヤウナコトガアツテハ、現政府トシテモ其本旨デゴザイマセヌカラシテ、現業員ハ鐵道省ニ於テ引繼グ積リデゴザイマスカラ、御安心ヲ願ヒタイ次第デゴザイマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 次ノ通告者清水徳太郎君

(清水徳太郎君登壇)

○清水徳太郎君 私ハ簡単ニ鐵道大臣ニ要領ダケ御尋シタイト思ヒマス、御承知ノ通

リ我ガ國有鐵道ハ、近年非常ニ好況ニ入り

マシテ、一昨年カラ日ニ月ニ收入増加ヲ來

道ガ好況ニアルノニ、ドレダケノ考ヲ以テ

大切ナ問題デアルノデアル、然ルニ國有鐵

道ガ好況ニアルノニ少イノカ、私設鐵

道ノ買收ハ何故コンナニ少イノカ、私設鐵

道ガ、今私ノ御尋セントスル所デアリマス

第一番ニ御尋シヨウトスルノハ、私設鐵

道ノ買收ハ何故コンナニ少イノカ、私設鐵

道ノ經營ガ未曾有ニ困難デアルノニ、殆ド

未會有ニ少イノハドウ云フ譯デアルカ、御

察シ申シマスルニ、近年鐵道疑獄ガ出來テ、

頗ル困難ヲ致シテ居ルノデアリマシテ、洵ニ同情ニ堪ヘナインデアリマス、然ルニ此

鐵道ハ年ト共ニ不況ニ入リマシテ、經營ニシテ居ルノデアリマス、洵ニ御同慶ノ至リ

デアリマス、然ルニ之ニ反シマシテ、地方

道ノ經營ガ未曾有ニ困難デアルノニ、殆ド

未會有ニ少イノハドウ云フ譯デアルカ、御

察シ申シマスルニ、近年鐵道疑獄ガ出來テ、

非常ニ朝野ヲ騒ガシテ居リマス、殊ニ現内閣ノ一枚看板ハ綱紀肅正デアル、綱紀肅正

デアルカラ、君子危キニ近寄ラズトシテ、

成ベク危險ヲ避ケヨウト云フ御考デアルノ

カ、ソレナラバ誰デモ出來ルコトナノデア

ル、綱紀肅正ト云フコトハ、仕事ヲ爲サヌ

ト云フコトナラバ、誰ダツテ出來ル話デアル、何時モヨリ餘計ニ買收シテ、尚且ツ醜

聞ノナイコトデアツテコソ、本當ノ綱紀肅正

デアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス（拍手）殊ニ内田鐵道大臣ハ同情深クテ勇氣ガアルトシテ、皆サンカラ敬意ヲ拂ハレテ居ルガ、君子危キニ近寄ラヌノハ、ソレハ寧ロ臆病デハナカラウカ、恐ラクハ君子ノ方ニ歩ミツ、アルノカモ知レナイケレドモ、サウ云フコトハ鐵道大臣ノ本意デハナイノデヤナイカ、心ニモナイコトヲシテ居ラレルノデヤナイカ、思ヒ切ッテ買收シタイノデヤナイカ、輿論ノ起ルノヲ待ッテ居ルノデヤナイカ、斯ウ云フノデヤナカラウカト思ヒマスカラ、私ハ輿論ノアル儘ヲ、茲ニ露骨ニ、率直ニ申上ゲテ置キタイト思フノデアリマス、例ヲ引クコトハ私ハ甚ダ好ミマセヌケレドモ、先達テ風水害ノ見舞ニ岡山縣ニ参リマシタノデアリマス、岡山縣ニ行キマシタ時ニ、中國鐵道ト云フノヲ初メテ視察シマシタガ、何處ノ誰ガ經營シテ居ルカ存ジマセヌケレドモ、津山ト岡山ヲ連絡シテ居ル線路デアリマス、此線路ガ私設鐵道デアル爲ニ、貨物ハズット西ノ方ヲ廻シテ、三角形ノ二邊ヲ通ツテ、高梁カラ岡山ニ行ツテ居ルノデアリマス、詰リ津山カラ新見ヲ経過シテ、高梁ヲ經過シテ岡山ニ行ツテ居ル、三角形ノ二邊ノ短イ方、底邊ノ方ヲ通ツテ、津山カラ岡山ニ直接來レルノデアリマス、之ヲ若シ國有鐵道ニ買收シマシタナラバ、其三衆ガ便利ヲスルノミナラズ、鐵道モ助カル、非常ニ公共ノ爲ニ宜イコト、感ジマシタノデアリマス（拍手）何ト云フ馬鹿ナコトヲシテ居ル、私設鐵道ハ經營ガ困難デアルカラ

料金ガ高イノデ、貨物ガサウ云フヤウナ線ガ、一  
リ方ヲシテ居ル、斯ウ云フヤウナ線ガ、一  
舉ゲマシタナラバ、相當ニ澤山アル、私  
ハ委員會ニ於テ之ヲ述ベルコトヲ敢テ厭ハ  
營上又軍事上是非買收シナケレバナラヌ線  
ガ澤山アル、而モ其鐵道ハ經營困難デ氣息  
奄々タル狀況デアル、ソレヲ敢テシナイト  
云フノハ——綱紀肅正ノ内閣デアルカラ、  
敢テシナイト云フノナラ、私ハ是ハ總理大  
臣ニ伺ヒタイト思フノデアリマス、總理大  
臣ノ綱紀肅正ハ、仕事ヲセズニ居レト云フ  
ノデアリマセウカ、サウデハナイト思フ、  
大ニ仕事ヲシテ綱紀肅正ヲ圖ルト云フノデ  
アルト思フ、鐵道大臣ハ其就任ノ挨拶ニ於  
テ、綱紀肅正ヲ一番先ニ訓示ナサッタ、訓  
示ヲナサッタガ、仕事ヲセズニ綱紀肅正ヲセ  
イト云フノデヤナイト云フ風ニシカ、私等  
ハ取レヌノデアリマス、サウ云フ綱紀肅正  
ガ現内閣ノ一枚看板デアルト云フナラバ、  
洵ニ心細イ現内閣デアルト思フノデアリ  
マス

万圓復活シテ——景氣ガ好クナレバ復活スルト云フ言責ノ下ニ、昨年ハ三十萬圓復活ヲナサレテ、殘リノ二十萬圓ヲ今年ハ約束履行ラナサッタノデアル、ダカラ是ハ私等ハ有難イニハ違ヒナイケレドモ、當然ダト思ツテ居ルガ、此上ニ増ス必要ガアルノヂヤナカ、現在私設鐵道ニ於テ補助金ヲ受ケナケレバナラヌ資格ノモノガ澤山アツテ、其資格ノモノニ悉ク補助金ヲヤルト云フコトニ致セバ、更ニ二百五十萬圓位要ルノニアリマス、併シソレダケノ金ヲ一度ニ鐵道省力ラ増シテ吳レト云フコトハ、是ハ私ハ無理ナ要求ダト思ヒマスカラ、徐々デ結構デアル、來年ハ五十萬圓、其次ハ尙ホ五十萬圓ト云フヤウニ、徐々ニ御増シニナル、僅カデモ宜シイ、御増シニナル御考ハナイカドウカト云フコトヲ、第一番目ニ御尋シタインデアリマス尙ホ第三ニ御尋シタインコトハ、私設鐵道ノ買收モ十分行カズ、補助金ノ増額モ思フニ任セズトスルナラバ、外ニ何カ救濟ノ途ヲ講ジナケレバナラヌ、其救濟ノ方法ハ何處ニ眼ヲ著ケタラ宜イカ、私ハ出來ルモノナラバ、低利資金ヲ融通シテ上ゲタラドウカト思フ、何トカ低利資金ヲ融通スルノ途ヲ講ズル御考ハナイカドウカ、安イ利息デ借りテ居ルモノデモ、今日私設鐵道ハ六分乃至七分ノ利息デ借りテ居ルノデアリマス、高イモノニナルト一割デゴザイマス、之ヲ其半分以下デ、低利資金ヲ融通スルコトガ出来タナラバ、救濟出來ルノヂヤナカラウカト思フノデアリマスルガ、之ニ對シテ鐵道大臣ハ思ヲ致サレル所ハナイデアリマセ

ウカ、御考ヲ聽カシテ戴キタインデアリマス  
尚ホ終リニ臨ミマシテ御尋シタインハ、  
自動車ノ許可ノ件デアリマス、今日私設鐵  
道ガ斯クモ不況ニ陥リマシタ其主ナル原因  
ト云フモノハ、自動車ノ普及デアルノデア  
リマス、故ニ自動車ガ若シ私設鐵道並行  
スルモノデアリマシタナラバ、私設鐵道ガ  
其經營ヲ出願シタ場合ニハ、外ノ出願ヨリ  
モ先ニ許ス御考ハナイカドウカ、慥カ鐵道  
省デハ、從來サウ云フ風ニ取扱ツテ來て居ル  
ト思ヒマスガ、更ニハッキリ鐵道大臣カラ  
其點ヲ聽イテ置キタインデアリマス、私設  
鐵道ノ經營ヲ樂ニスル爲ニ、自動車ノ競争  
ヲ避ケル爲ニ、競争ニナル場合ハ此私設鐵  
道ニ經營サセルト云フ方針ノ下ニ進ムコト  
ガ、私設鐵道ヲ救濟スル大切ナ問題ト考ヘ  
テ居ルノデアリマス、尙ホ一言附加ハテ御  
尋シテ置キタインハ、一昨々年マデハ鐵道  
省ハ隨分私設鐵道ヲ壓迫シテ來タノデアリ  
マス、競爭シテ來タノデアリマス、是ニ於  
テ昨年モ一昨年モ、世論囂々トシテ其不當  
ヲ詰シタ結果ト致シマシテ、又此頃收入モ増  
加シタ結果デモアリマセウ、如何ニモ其競  
争ノ態度ハ穢カニナシテ參リマシタガ、尙ホ  
行届カヌ點ガアルノデアリマス、親ノ心子  
知ラズデ、收入サヘ増セバ國有鐵道ノ使命  
ヲ果セルモノト思ツテ、私設鐵道ヲ壓迫シテ  
居ル當局者ガ見當ルノデアリマス、洵ニ情  
ケナイコトデアリマスカラ、此邊ニ關シマ  
シテ、鐵道大臣ノ御考ハ何處ニ在ルカ、聽  
カシテ貰ヒタイノデアリマス

之ヲ要スルニ、以上五ツノ點へ、今日ノ  
懼メル私設鐵道ヲ敷済スル所ノ最モ大切ナ  
問題ト思ヒマスニ依テ、御尋スル次第デゴ  
ザイマス、尙ホ日程ニ上ツテ居リマスル線ニ關  
シマシテハ、何レ委員會ニ於キマシテ詳細御尋  
シタイト思フノデアリマス、之ヲ以テ終ルコト  
ニ致シマス(拍手)

〔國務大臣内田信也君登壇〕

○國務大臣（内田信也君） 清水君ノ御尋ニ

御答致シマス、第一ノ御尋ハ、現今私設鐵

道ガ困窮シテ居ルガ、政府ハ何故買收ヲキ

ラナイノカト云フ御尋デゴザイマシタ、是

ハ御言葉ノ聞誤リカモ存ジマセヌガ、サ立

云フ御質問デアツタトスレバ、少シク意見ヨ

異ニスルノデアリマス、御承知ノ通リ私

鐵道ノ買收ハ、建設上ノ必要、又ハ運輸至

絡上ノ必要カラ起ルモノデアリマシテ、利

設鐵道ヲ救濟スルガ目的デ、買収ハ政サヌ

方針デゴザイマス、而シテ本年大變貿易

少イヂヤナイカ、大變臆病ヂヤナイカトニ

フ御尋ニゴザイマスガ、只今申上ゲタ通り

私鐵ノ買收ハ建設工事ノ進行上必要已ム

得ザルモノヲヤル、其點ニ於テ只今上程

テ居リマスル此二線ヲ以テ必要ナモノトシ

ニ、星ノ以上、建設上必要ニムア等ザレニ

卷之三

卷之三

方近之備亦數本，更計上必要六水買收納方

一  
兩年ノ内ニアルカト想像シテ居ルノテ

リマス、尙ほ運輸系統上ノコトハ是ハ議論

ノ進行上ノ如ク絕對的ノモノアリマセ

ソレラ悉ク國有鐵道ニ買收シテシマヘバ便  
利カモ存ジマセヌガ、財政モ考へナケレバ  
ナリマセズ、殊ニ本年ノ財政ノ如キ、洵ニ  
憂フベキモノガアリマスガ故ニ、運輸系絡  
上ニ基ク買收ハ、絶對的ノモノデナイト存  
ジテ之ヲ差控ヘ、他日財政ノ餘裕ヲ見テ之  
ヲ買收セント欲スル者デアリマス、又頗ル  
臆病デ仕事ヲセヌト云フ御叱リモ受ケマシ  
タガ、少シク言葉ガ端的デ申過ギルカモ知  
レマセヌガ、仕事ハ私錢ノ買收ダケガ仕事  
デヤナイト私ハ思ツテ居ルノデアリマス、有  
體ニ申スト、私ハ改良工事竝ニ鐵道ノ直接  
ノ狹義ノ目的デナイ、廣イ意味ノ社會救濟、  
若クハ富源ノ開發等ニ向ツテハ、就任以來微  
力ヲ致シテ居ル積リデアリマス、尙ホ又近  
日ハ東北振興會ノ決議ニ基イテ、鐵道會議  
ニ付シテ、鐵道會議ノ諸問ヲ得レバ、東北  
振興ノ爲ニ建設線ノ線上等ヲ致ス決心デゴ  
ザイマスカラ、私鐵ヲ買收シナイカラ意氣  
地ガナイト云フ御咎メハ、少シク私ハ諒承  
致シ難イ點デゴザイマス、ソレカラ第二ノ  
御尋ハ、私鐵ノ補助金ヲ増額セヌカ、七百  
三十万圓ヲ今年七百五十万圓ニ復活シタ  
ケデハ足ラヌデハナイカト云フ御咎メデゴ  
ザイマスガ、是ハ見方ニ依リマシテ、一方  
カラ論ジマスルト、昨年一昨年ノヤウニ不  
景氣デ、私設鐵道ガ本年ヨリ儲カラナカッ  
タ時ニ、七百万圓ノ補助金デ私鐵ガ甘ンジ  
テ居ツタモノヲ、今年ハ景氣ガ好クナツテ利  
益ガアルノニ何故之ヲ增加シタノカト、斯  
シテ、是ハ見方ニ依ル次第デアリマシテ、  
其見方カラスレバ、二十万圓増額ハ聊カ時  
宜ヲ得テ居ナイト思フノデアリマスケレド  
モ、併シ國有鐵道トシテモ、懷口工合ハ一  
ニハ、七百五十万圓ニ復活シロト云フ決議  
ニテ、私等モ當時議員トシテ、之  
ニ參與致シタノデアリマスルガ故ニ、院議  
院議ヲ以テ國有鐵道ノ益金ガ恢復シタ場合  
ニハ、大分恢復シテ居リマスシ、且ツ  
ガアリマシテ、私等モ當時議員トシテ、之  
ニ付シテ、鐵道會議ニ之ヲ融通スル考ナキカ、是ハ大藏省預金  
部ノ低利資金ハ、營利會社ニ之ヲ融通スル  
コトハ只今ハマダ考ヘテ居リマセヌノデゴ  
ザイマス、ソレカラ第三、私設鐵道ニ低利  
資金ヲ融通スル考ナキカ、是ハ大藏省預金  
部ノ低利資金ハ、營利會社ニ之ヲ融通スル  
コトハ、困難ナ事情ニアルコトハ御承知ノ  
通リト存ジマス、故ニ鐵道省ト致シマシテ  
ハ昨年三上君時代以來、大藏省ト再三交渉  
ヲ重ネタサウデスケレドモ、マダ話ガ纏ラ  
ナインデゴザイマス、仍テ大藏省預金部ノ  
其金利ノ引下ニ盡力致シマシテ、多  
少成功シテ居ル次第デゴザイマス、  
第四、私鐵ト並行シタ自動車ノ出願ガアツタ  
場合ニハ、私鐵ノ優先權ヲ認メナイカト云  
フ御尋デゴザイマスガ、例ヘバ公共團體ニ  
對シテモ、優先權ヲ自動車ニ對シテハ與ヘ  
ルト云フコトニナツテ居リマスノデ、他ノ主

固ヨリ私設鐵道ノ利益ヲ尊重シテ、私設鐵道ニ優先權ヲ與ヘル積リデゴザイマス、第  
五、國鐵ガ私鐵ヲ壓迫セヌカト云フ御話デ  
ゴザイマスガ、是ハ決シテ壓迫スルヤウナ  
氣分ヲ持ツテ居リマセヌ、併シ動モスレバ、  
地方鐵道當局等、即チ國有鐵道ノ地方鐵道  
局ノ旅客課等ニ於キマシテハ、仕事ニ熱心  
ナル餘リ、動モスレバ私鐵ト競争スルガ如  
キ態度ヲ執ルコトガアル、現ニ私ガ鐵道省  
へ入ル以前、昨年ノ二月デゴザイマスカ、  
數寄屋橋ノ所ヲ通りマスト、彼處ノ「ガード」  
ニ成田山ノ豆撒ノ廣告ヲ鐵道省ガ出シテ、  
盛ニ乗客ヲ吸收スル大キナ廣告ガ出テ居タ  
ノデゴザイマスガ、國有鐵道ト致シマシタ  
ナラバ自ラ任務ガアル、ソレヲドウモ成田  
山ノ節分ノ豆撒ノ廣告マデ繪ヲ描イタモノ  
ヲ出シテ、私設鐵道ト競争スルガ如キコト  
ハ、一例デハアリマスケレドモ、斯ウ云フ  
氣分ハ宜シクナイトシテ、私ハ就任後直チ  
ニ局長會議ヲ開イテ、斯ウ云フコトノナイ  
ヤウニ、私設鐵道ヲ壓迫セヌヤウニト云フ  
コトヲ、一例ヲ舉ゲテ之ヲ訓戒致シタノデ  
アリマシテ、決シテ私設鐵道ヲ壓迫スルヤ  
ウナ氣分ハ有ツテ居ラヌト云フコトヲ申上  
ゲテ御答ト致シマス

ニアツテ、是ハ確ニ羹ニ懲リテ膾ヲ吹イテ居ラレル結果トシテ、サウ云フ御言葉ガ出タノデヤナカラウカト御察シシマスガ、軍事上ナリ、又運輸系統ノ上ニ於テ、救濟ノ意味デヤナクテ、國家ノ見地カラ、國有鐵道ニ買收シタ方ガ宜イト云フ線ガ相當ニアルノデスカラ、若シサウ云フコトガナイト思ツテ居ラレルノナラバ、鐵道大臣ハ洵ニ御氣ニ止メテ置キマシテ、詳細ハ委員會ニ譲リ

○議長（濱田國松君）御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、航空國  
策樹立ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、  
建議委員長ノ報告ヲ求メマス——田中祐四

航空國策樹立ニ關スル建議案（前田米藏君外四十八名提出）（委員長報告）

航空國策樹立ニ關スル建議

政府ハ民間航空ノ使命ト其ノ世界的大勢  
トニ鑑ミ即時航空國策ヲ樹立シテ其ノ實

○議長(濱田國松君) 各案ノ審査ヲ付託ス  
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諸リヲ致シマス

○青木雷三郎君　日程第一及第三ハ、兩案  
ヲ一括シテ議長指名十八名ノ委員ニ付託セ

ラレンコトヲ望ミマス

議アリマセヌカ

○議長（濱田國松君）　御異議ナシト認メマ  
〔異議ナシト呼べ者アリ〕

卷之三

○青木雷三貳君 諸事日程變更の緊急重請  
ヲ提出致シマス、即チ此際前田米藏君外四

十八名提出、航空國策樹立ニ關スル建議案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審

議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

議アリマセヌカ

官報號外

昭和十年三月三日

衆議院議事速記錄第一十一號

九

全國策樹立ニ關スル建議案

<p>○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、航空國策樹立ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、建議委員長ノ報告ヲ求メマス——田中祐四郎君</p>
<p>航空國策樹立ニ關スル建議案(前田米藏君外四十八名提出) (委員長報告)</p>
<p>航空國策樹立ニ關スル建議案 航空國策樹立ニ關スル建議</p>
<p>航空國策樹立ニ關スル建議 政府ハ民間航空ノ使命ト其ノ世界的大勢トニ鑑ミ即時航空國策ヲ樹立シテ其ノ實現ヲ期セラレコトヲ望ム 右建議ス</p>
<p>報告書 一航空國策樹立ニ關スル建議案(前田米藏君外四十八名提出) 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致 候此段及報告候也</p>
<p>昭和十年二月二十三日 建議委員長 田中祐四郎</p>
<p>衆議院議長濱田國松殿 (田中祐四郎君登壇)</p>
<p>○田中祐四郎君 只今緊急上程ニナリマシタ航空國策樹立ニ關スル建議委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申シマス、此建議ハ御承知ノ如ク各派一致ノ提案デアリマシテ、去ル二十三日ノ建議委員會ニ於キマンテ、特別ノ取扱ヲ致シタ案件デアリマス、提案ノ趣旨ハ上原平太郎君カラ説明ガアリマシタ、</p>
<p>○竹内友治郎君 (竹内友治郎君登壇)</p>
<p>○竹内友治郎君 只今日程ニ上ジテ居リマスル航空國策樹立ニ付キマシテ、此案ニ付テ建議委員長ノ御報告ニ對シテ、私ハ満腔ノ熱意ヲ以テ賛成致ス者デゴザイマス、茲ニ其賛成意見ヲ開陳致シタイト思ヒマスガ、暫ク御清聽ヲ請ヒタイト思ヒマス(譯讀)</p>
<p>航空國策ト申シマスル以上、筋合ト致シマシテハ、獨リ民間航空ダケデナク、國軍</p>

ノ航空勢力ハ、當然此問題ニ包含サレルノ  
デアリマスガ、此點ニ關シマシテハ、建議委  
員長カラ御述ニナリマシタル通リニ、陸海  
軍當局ノ御施設ニ對シマシテ信賴スルト云  
フ意味ニ於キマシテ、本建議案ハ專ラ民間  
航空ヲ目指スモノデゴザイマス、併ナガラ  
性質上民間航空ト國軍ノ航空トハ密接不可  
分ノ關係ガアル、即チ國民ナシニ國軍ナシ  
ト云フ大本義ト少シモ變リアリマセヌ、隨  
テ私ガ贊成趣意ヲ述べマスニ付テハ、自然  
國軍ノコトニ言及スルコトアルベシト、御  
承知置キヲ請ヒマス、楮テ御承知ノ如ク我  
ガ民間航空ノ現狀ト云フノハ、不振、貧弱、  
實ニ沙汰ノ限リデゴザイマス、一言ニ申シ  
マスルト、現代ハ全ク航空時代デアル、此  
世界的大勢カラ置キ去リニサレタルノ感ガ  
アルノデゴザイマス、是デ私ハ我ガ朝野ヲ  
通ジテ實ニ能ク平氣デ居ラル、モノデアル  
カナト慨嘆ニ堪ヘマセヌ、航空ノ事ニ付テ  
稍、認識ヲ有ッテ居ラル、方々デモ、是ガ國防  
上ニ必要デアルト云フ程度ノ認識デアリマ  
ス、焉ゾ知ラン世界の大勢ハ、實ニ日常ノ  
文化生活、産業活動ノ上ニ缺クベカラザル  
ノ交通機關トマデ相成ツテ居ルコトガ、現在  
ノ世界ノ大勢デアル、之ヲ少シモ我ガ朝野  
ハ心得テ居ラヌ狀態ニ在ルコトヲ、洵ニ遺  
憾ニ存ズル者デアリマス(拍手)此航空事業  
ガ最モ發達致シマシタル歐米各國ニ於キマ  
シテモ、此出發點ハ矢張國防上ノ必要ニ驅ラ  
レテ、茲ニ注意シタト云フコトハ申ス迄モ

端ヲ行キマス所ノ航空、此航空ガ有ツ必然性ソレガ人類ノ生活ニ當然及ボスベキ威カ力、效用ト云フモノヲ、彼等歐米列國人ハ最モ早ク認識シ、最モ早ク之ヲ實際化スル上ニ於テ、驚クベキ慘澹タル犠牲ヲ拂シテ居ルノデアリマス、其結果ハ遂ニ今日ノ如ク航空ガ日常生活ニ缺クベカラザルモノニナッタ、斯クテコソ初メ、テ最初ノ出發點デアリマシタル、國防ノ道具トシテ役ニ立ツト云フ道理ガ、愈々ハツキリ證明サレタノデアリマス、ソコデ私ハ甚ダ滿場ノ賢明ナル諸君ニ對シ、所謂釋迦ニ說法ヲスルト云フ憾ミヲ免レマセヌノデゴザイマスガ、歐米各國ノ現狀ハドンナモノデアルカト云フコトヲ、暫ク申上ゲルコトノ御許シヲ得タインデアリマス、ソレハ此議場ヲ通ジテ、全ク無自覺デアル國民ノ目ヲ醒シタイト存ズルカラデアリマス、又國民ノ目ヲ醒スニ非サレバ、決シテ此偉大ナル航空事業ト云フモノヲ大成スルコトガ出來ナイ、斯ル確信ノ下ニ御迷惑デゴザイマスルガ、暫ク歐米列國ニ於ケル航空界現狀ノ一端ヲ申上ゲルコトノ御許シヲ願ヒマス

歐米ノ民間航空ノ狀況ヲ悉ク申上ゲルコトハ、勿論不可能デモゴザイマスシ、又其必要モゴザイマセヌ、ソレデ私ハ一例ト致シマシテ、英吉利ニ於テ民間航空ガ、現在ノ如キ盛況ニ達シタル次第一端ヲ申上ゲルコトニ致シタイト存ジマス、英吉利ニ於ケル民間航空ハ、今日ハ既ニ朝野官民ノ驚クベキ協力、努力ニ依リマシテ、英吉利國内ニ於ケル民間航空ハ、最早政府ノ補助ヲ得ズニ、獨立獨行シテ出來ル程度ニマデ發達致シマシタ、此處マデ立到リマスルニ付テ——英吉利ノ民間航空ガ如何ニシテ斯ノ如キ成績ヲ擧ゲタカト云フ次第ハ、御承知ノ通リ世界大戰ノアノ苦き經驗ニ彼等ガ懲りタ結果、是ハドウシテモ民間航空ヲ發達サセナケレバナラスト云フコトデ、今日ヨリ十一年前、即チ千九百二十四年、其時ニ上ハ皇室ヲ初メ、國民學ツテノ「ツノ成案ガ出來タノデアリマス、ソレハ政府ノ發令ニ基イテ——我國ニ言フナラバ公益法人組織ノ飛行俱樂部、是ガ出來マンテ、實ニ現皇帝「ジョージ」陛下ガ總裁トナラレテ、此俱樂部ノ事業ヲ統轄サレテ居ルノデゴザイマス、此飛行俱樂部ハ英吉利本國内ニ二十幾ツカノ俱樂部ガ出來テ居ルノミナラズ、屬領地全般ニ亘ツテ此航空俱樂部ノ事業ガ悉ク行ハレテ居リマス、此俱樂部ハドウ云フ仕事ヲ致シタカト云フト、第一ニ航空事業ノ基礎事業タル飛行場、之ニ伴フ航空燈臺、無線電信聯絡所、若クハ「ラヂオ・ビーコン」、斯ウ云フ設備ヲ英吉利本國內隈ナク建設致シタノデアリマス、ソレデ、現在英吉利ニハ四百箇所ノ飛行場ガアリマス、政府ノ即チ國軍ノ有ツ飛行場ハ無論此外ニアリマス、而シテ此四百箇所ニ上ル飛行場ハ、

此飛行俱樂部ハ、今一つ重大ナル任務ヲ有ツテ是ハ賄ハレテ居ルト云フ、實ニ是ハ官民協力ノ產物デアルノデアリマス、而シテ此飛行俱樂部ハ、今一つ重大ナル任務ヲ有ツテ居リマス、ソレハ飛行士ヲ養成スルト云成シテ居リマスルガ、イザ非常時ト云フ時ニナレバ、月ニ六百人ヅツノ養成シ出シテ、ソレヲ以テ國軍ノ航空勢力ノ補充ニ充テルト云フ計畫ニナッテ居ルノデゴザイマス、一年ニ六百人養成スルト云フコトデサヘモ、是ハ非常ナ大事業デアリマス、然ルライザ非

常時ニナルト云フト、月ニ六百人ヲ造出斯ト云フ設備ハ、驚クベキ廣大ノモノデアルト云フコトヲ考ヘナケレバナラヌ、此大事業ヲ民間ノ公益法人タル飛行俱樂部ガ擔ツテ居ルノデアリマス、更ニ今一つノ此飛行試ニ之ヲ日本ノ現在ノ設備ニ較ベテ言ヒマスト、御承知ノ通り東京大阪間、是ガ日本ノ

航空路ノ一番大切ナ幹線デアリマスルガ、此東京大阪間ニ於テ、飛行場ハ唯一ツ宛有ツテ居ラッショナル、之ニ做ツテ民間ノ貴族富豪、是等ガ自家用トシテ持ツテ居ルモノガ七百臺、實ニ驚クベキ盛況デス、啻ニ此飛行機ヲ旅行用或ハ其他ノ仕事ニ用ヒルバカラ補助ヲ受ケタコトハゴザイマスケレドリマス、其費用ハ、設立當初ニ於テハ政府カラ補助ヲ受ケタコトハゴザイマスケレドモ、爾來全ク地方自治體及有志ノ寄附金ニ依ツテ是ハ賄ハレテ居ルト云フ、實ニ是ハ官民協力ノ產物デアルノデアリマス、而シテ此飛行俱樂部ハ、今一つ重大ナル任務ヲ有ツテ居リマス、ソレハ飛行士ヲ養成スルト云成シテ居リマスルガ、イザ非常時ト云フ時ニナレバ、月ニ六百人ヅツノ養成シ出シテ、ソレヲ以テ國軍ノ航空勢力ノ補充ニ充テルト云フ計畫ニナッテ居ルノデゴザイマス、一年ニ六百人養成スルト云フコトデサヘモ、是ハ非常ナ大事業デアリマス、然ルライザ非常時ニナルト云フト、月ニ六百人ヲ造出斯ト云フ設備ハ、驚クベキ廣大ノモノデアルト云フコトヲ考ヘナケレバナラヌ、此大事業ヲ民間ノ公益法人タル飛行俱樂部ガ擔ツテ居ルノデアリマス、更ニ今一つノ此飛行試ニ之ヲ日本ノ現在ノ設備ニ較ベテ言ヒマスト、御承知ノ通り東京大阪間、是ガ日本ノ

シヤウナキ不振ブリデアルノデアリマス、  
殊ニ少シ内容ヲ申上ゲマスルト、民間飛行  
機ノ百五十二、是ガ大部分ハ陸海軍デ使ヒ  
古シノ、極ク古イヽモノヲ拂下若クハオ  
貰ヒシタト云フ種類ノモノガ大部分デス、  
本當ニ金ヲ出シテ買ツタ民間飛行機ト云フ  
モノハ、政府カラ補助ヲ戴イテ居ル航空會  
社ニ、恐ラク二十以下位ノモノデセウ、其  
外デ先ヅ飛行機ノ爲ニ、民間デ金ヲ出シテ  
買ツタト云フモノハ、新聞社位ノモノデハナ  
イカト思ヒマス、勿論自家用飛行機ナド、  
云フモノハ藥ニシタクモナイ、斯ウ云フ現  
状デス。

ソコデ此際英吉利ノ民間航空ト、英吉利  
ノ空軍ノ關係ヲ簡單ニ一言申上ゲマス、英  
吉利空軍ノ權威者ノ發表スル所ニ依リマス  
ト、斯ウ云フコトヲ申シテ居リマス、是ハ  
少シ懸値ガアルト思ヒマスガ、斯ウ申シテ  
居リマス、明日英吉利ガ開戦スルトシテ、  
現在英吉利空軍ガ持ツテ居ル空軍勢力ト云  
モノハ、三週間デ以テ全ク消耗シテシマ  
フ、後ハ現在ノ民間航空勢力ガ三箇月間續  
ク、其先ハ毎月六百人宛民間航空デ養成シ  
來タル者ヲ以テ、陸海軍ノ航空勢力ヲ維持  
スル、斯ウ云フ計畫デアルト申シテ居リマ  
ス、之ヲ見テ先ヅ考ヘラル、コトハ、實際  
獨逸トカ大變優勢ナ空軍ヲ持ツテ居ル中ニ  
英吉利ノ國ノ費用デヤツテ居ル空軍ト云フ  
モノハ比較的ニ小サイ、アノ佛蘭西トカ、  
獨逸トカ大變優勢ナ空軍ヲ持ツテ居ル中ニ  
立ツテ居ツテ、僅ニ空軍ノ現有勢力一千八百  
機デアリマス、是ハ日本デ云フト陸海軍ヲ

通ジテノ數デアリマスカラ、決シテ大キナ  
數デナイ、詰リ是ハ民間航空勢力ヲ、イザ  
トナツタラ賴ムト云フ肚ガアルカラ、斯ノ  
如キ經濟的軍備デ間ニ合セテ居ル譯デアル  
ノデアリマス、所ガ此處デ考フベキコト  
ハ、英吉利ノ國ハ極メテ經濟的ノ軍備ヲス  
ル、民間航空ハ全ク力ト金デ犠牲ニナル、  
是ハ一寸不思議ニ考ヘラレル、殊ニアノ  
勘定高イ英吉利人ガ、何故斯ウ云フ犠牲ニ  
甘ンズルカト云フコトヲ考ヘ来ル所ニ、茲  
ニ一ツドウシテモ空軍ニ賴ラナケレバナラ  
ヌ已ムヲ得ザル理由ガ、其裏ニ潛ンデ居ル  
コトヲ窺ヘルノデアリマス、ソレハ「ス  
ピード」ヲ出しシテ早クヤレ「ト呼フ者アリ」簡  
單ニヤリマス、諸君御承知ノ通リニイザ非  
常時ト云フ時ニ於テ、戰場ニ於ケル飛行士  
ノ任務ハ、詰リ偵察、爆撃、戰闘ノ此三ツ  
ノ仕事デアル、所ガ此中最モムヅカシイノ  
ハ戰闘デアリマス、コチラノ飛行機ガ行ッ  
テ向フノ飛行機ヲ射落スト云フ仕事、此仕  
事ハ歐洲大戰ノ例ニ鑑ミテ、年ヲ取ッタ者ハ  
全ク役ニ立タナイ、是ハ必ズ若イ者ニ限ル、  
實際歐洲大戰ニ於テ一人デ五十機乃至八十  
機ト云フ多クノ敵機ヲ射落シタ者ハ、何レ  
モ二十代ソコヽノ飛行士デアルサウデア  
リマス、斯ウ云フ次第デアル、若シ此戰時  
ニ必要ナル飛行士全部ヲ、悉ク國軍デ平素  
カラ用意シテ置クト云フコトニナリマス  
ト、勢ヒ是ハ豫後備制度ニナリマスガ故ニ、  
澤山ノ年ヲ取ッタ飛行士ヲ抱ヘルコトニナ  
リマスカラ、戰闘ノ際ニ於テ一番大切ナ任

務ニ不適當ノ人ガ多クナルト云フコトニナ  
ルノデアリマス、之ヲ防イデ本當ノ最新最  
銳ノ飛行士ヲ造ツテ行クト云フコトハ、ドウ  
シテモ民間航空ニ賴ルニ非ンバ出來ナイ、  
斯ク英吉利空軍ノ當局者ハ聲明致シテ居ル  
ノデアリマス、是ハ我ガ陸海軍ノ事情ニ照  
シテ、當嵌ルヤ否ヤハ私ノ斷言スル限デア  
リマセヌガ、併シ歐羅巴大戰ノ經驗ニ鑑ミ  
タル英吉利當局ノ、民間飛行士ニ依頼スルノ  
此言ハ、相當合理的デアリ、耳ヲ傾ケキコ  
トデハナイカト私ハ思フノデアリマス、ソ  
コデ更ニ他ノ歐羅巴列國、佛蘭西デアルト  
カ獨逸ニ於テ、是等民間航空ガ如何ニ盛シ  
デアルカト云フコトハ、是ハ大體英國ト同  
様ノ狀態デアリマスカラ、是ハ省キマス、  
唯私ハ北米合衆國ニ於ケル狀況ヲ極ク簡單  
ニ一言致シマス、ソレハ紐育華盛頓ノ間、  
アノ間デ、定期ニ發著スル飛行機ガ毎日十  
回發著致シテ居ル、私ハ日本ノ東京  
大阪間デハ急行列車デモ是程ハ出テ居ルマ  
イト思ヒマス、ソレカラ北米合衆國内ノ東  
西横斷、即チ紐育カラ桑港又ハ「ロスアン  
ゼルズ」マデ參リマス航空路、是ハ汽車デ  
行キマスト、ドンナ最大急行デモ四晝夜ヲ  
要スルノデアルガ、僅カ二十時間デ旅行出  
來ル定期航空ヲ毎日行クテ居ル、而モソレラ  
三會社デ競争致シテ居ル、如何ニ亞米利加  
ニ於ケル航空ガ日常生活ニ缺クベカラザ  
リマス、ソコデ序ニ今一つ歐米ノ民間航空  
ル狀態ニナッテ居ルカト云フコトハ、此點

ノ盛況ヲ窺フ一ト致シマシテ、國際航空路ノ現況ヲ極く簡単ニ申上ゲマス、英吉利ハ倫敦ヲ起點トシテ露西亞ノ浦潮斯徳ヘ行ク定期航空路ガ一ツ、新嘉坡ヲ經テ「シドニー」ニ行キマス航空路ガ一ツ、南阿弗利加ノ南阿聯邦カラ「ケー・ブタウン」迄行キマス航空路ガ一ツ、斯ウ云フ風ニ何レモ一万粅以上ノ國際航空路ヲ、定期發著致シテ居ル、而シテ此航空路ハ何レモ汽船デ行キマス三分ノ一以下ノ日數デ、之ヲ旅行致ストガ出來ルト云フ譯デアリマス、佛蘭西ハ矢張巴里カラ新嘉坡ヲ經テ、印度支那ノ柴棍カラ河内マデ参リマス一線ト、西半球ノ南亞米利加ノ「ヴエノスアイレス」マデ参リマス所ノ線ガ一ツ、之ヲ定期航空致シテ居リマス、和蘭デサヘモ「アムステルダム」「ペタビヤ」間ノ定期航空路ヲ有ッテ居ッテ、英佛以上ノ成績ヲ擧ゲテ居ルト云フコトデアリマス、而シテ北米合衆國ハ、南北亞米利加ヲ一手ニ獨占スルト云フ意氣込ヲ以テ、桑港ヲ起點ト致シマシテ、墨西哥、古倫比亞、智利、進シテ亞爾然了ノ「ヴエノスアイレス」マデニ到ル航空路ヲ一手デ掌握致シテ居リマス、斯ウ云フ状況デアリマスルカラ、世界地圖ヲ閲イテ見ルト、日本ヲ中心ト致シマシテ、東西南北カラ外國ノ航空路線ハ一本モ有ツテ居ラヌ、強テ申セバ、東京新京間ハ國際航空線ト申セマセウガ、是ハモウ大體國內線ニ外ナラヌ、斯ウ云フ驚クベ

キ世界的進歩ヲ控ヘテ、我國ハ頓ト振ツテ  
居ラナイト云フ情勢デアリマス、ソコデ  
私ハ以上申述ベタル次ニ依リマシテ、  
歐米列國ノ狀態ト、我國ノ民間航空トノ懸  
隔ノ、餘リニ大キイノニ驚カザルヲ得ナイ  
ノデアリマス、私ハ相當ニ此問題ノ必要性  
ヲ考ヘル上ニ於テ、暫ク御靜聽ヲ請ヒタイ  
ト存ジマス、丁度此懸隔ハ明治三十年代、  
アノ時ニ歐米各國ハ既ニ電車自動車ガ日  
常ノ交通機關トシテ盛ニ行ハレテ居ッタノ  
ニ、我國デハ東京市ノ交通機關デサヘモ電  
車自動車ハ一ツモナイ、馬車ト人力車ニノ  
ミ依頼シテ居ッタ、此懸隔ト能ク似テ居ルト  
思ヒマス、諸君、若シ今日デナクテモ、十  
年前ト假定致シマシテモ、相變ラズ三十年  
代ノ鐵道馬車乃至人力車ダケニ賴ル東京市  
ノ交通機關デアッタナラバ、ソレガドノ位市  
民ノ文化生活ヲ脅スカ、多分恐ラク日常生活  
ガ殆ド行詰ルデアラウト思ヒマス、之ヲ  
考ヘマスト、道理ニ一ツハアリマセヌ、歐羅  
巴及ビ亞米利加ガ、既ニ現代ノ交通機關ノ  
最尖端ヲ行キ、航空ガ日常化シテ居ルノニ、  
我國ガ少シモ之ニ及バヌト云フコトハ、結  
局我國ノ産業及び文化ガ何時カ破綻スルコ  
トナシト限ラヌト覺悟シナケレバナラヌト  
思ヒマス、斯ウ云フ考カラ、私ハ是ハ一刻  
吾々ノ文化生活、産業活動ノ上ニ於テ、少  
シモ猶豫スルコトノ出來ナイ重大問題、而モ  
ソレハ決シテ國防ダケノ問題デナク、殊ニ

次ニハ國防的見地ニ立チマシテ一言スルコトヲ、御許シヲ願ヒタイト思ヒマス、御承知ノ通り今日航空勢力ガ陸海軍ノ勢力ノ果トシテ此島國デアル我ガ日本帝國ハ、英吉利同様ニ從來ハ國防上非常ナ防禦力ヲ天惠的ニ有ッテ居ツタ特別ナ利益ガアツタニモ拘ラズ、飛行機ガ出来タ爲ニ、其防禦力ノ價值ト云フモノハ激減致シタコトデアリマス、之ヲ補ヒマス方法ハ、全ク航空勢力ヲ、國軍トシテモ民間ノ航空勢力トシテモ充實スル外ニ、此戰闘上ニ於ケル革命的變化ニ對シテ、對應スル途方ナイト云フコトヲ考ヘルノデアリマス、吾々ガ航空策樹立ニ對シテ大ニ切言スル所以ハ、自ラ理由アリト云フコトヲ御諒知願ヘルト思フノデアリマス、斯ウ云フ次第アリマスカラ、政府入一日モ早ク之ニ關スル國策樹立ヲ爲サレンコトヲ切望セザルヲ得ナイ、從來何デ政府ガ此重大問題ヲ閑却ナスツテ居ツタノカ、殆ド諒解ニ苦シムノデアリマス、是ハ獨リ吾吾ガ諒解ニ苦シムバカリデナク、此憂ヲ有テ居ル者天下ニ少クナイノデアリマス、ドウカ政府ハ此憂ヲ解クベク速ニ航空國策樹立ノ計ヲ立テラレシコトヲ切望セザルヲ得ナイ、政府ハ色々ノ質問ニ對シテ、曾テ此民間航空ハ必要デナイナド、云フコトヲ仰シヤシテハ居ラヌ、如何ニモ御尤ダ、極メテ必要ダト云フコトノ御答辯ガアツタニ拘ラズ、實際ノ施設ハ不幸ニシテ少シモ之ニ伴ツタ

テ居ラナイ、全ク空言ニ終ツテ居ルノデゴ  
ザイマス、ソレデ私ハ又從來通リ空言ニ終  
リハセヌカト云フコトヲ疑ハザルヲ得ヌノ  
デアリマスカラ、此際岡田内閣總理大臣ニ  
同提出デゴザイマスルカラ、無論本案ハ通  
過スルコト、存ジマスルガ、ドウカ必ズ是ハ  
責任ヲ以テ、國策樹立ヲ斷行スルト云フコト  
ノ聲明ヲ、賜リタイノデゴザイマス、承ル所  
ニ依ルト、最近床次遞信大臣ニヘ、貴族院  
ニ於テ來年以後巨額ノ豫算ヲ計上シテ、此  
仕事ヲヤルト云フコトノ御聲明ガアッタ趣  
キ承ツテ居リマス、所ガ私ハ之ヲ從來遞信省  
デオヤリニナツタ如クニ、國民全體ニ懇ヘ、  
國論ヲ喚起スルト云フ御勵ヲナサラズシテ、  
單ニ豫算ヲ計上シテ大藏省へ要求スルト云  
フコトデハ、是ハ到底私ハ如何カト怪マザ  
ルヲ得ヌノデアル、先以テ此必要ヲ認識シ、  
且ツ歐米ニ於テ如何ニ官民協力一致デ、此  
大業ヲ爲シ遂ゲ得タカト云フ實例ニ鑑ミテ、  
先以テ國論ヲ喚起シテ、國民ノ血ヲ沸カス  
マデニ痛烈ナル空氣ヲ作り出スペク、政府  
ガ重大ナル決心ノ下ニ此仕事ヲオヤリニナッ  
テ、而シテ後ニドンナ大キナ豫算ヲ御出し  
ニナラウトモ、恐クハ大藏省トテモ是ハ削  
除スルコトガ出來ナイ、此點ハ民衆政治家  
ノ巨擘ノ一人デアル床次遞信大臣、無論其  
邊ノ御用意ニ缺ケル筈ハナイトハ信ジマス  
ルガ、私ハ此仕事ノ必ズ最近ニ一日モ早ク  
成績ヲ達ゲルコトヲ希ヒマス餘リ、特ニ斯  
ウ云フ餘計ナ御注意マデ申上ゲル第デゴ

ザイマス、ドウゾ此邊ヲ御考慮下サレマシテ、直チニ現代ノ要求ニ應ジ、又列國ノ大勢ニ遅レヌヤウニ對策ヲ立テラレンコトヲ切ニ希望シテ、此建議案即チ委員長報告ニ贊成致ス次第デゴザイマス（拍手）

○議長（濱田國松君）採決致シマス、本案ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕

○議長（濱田國松君）起立總員（拍手）仍テ本案ハ可決サレマシタ

○青木雷三郎君 議事日程變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ日程第十一乃至第二十三ヲ繰上ダ上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長（濱田國松君）青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長（濱田國松君）御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第十一及第十二ハ同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

○議長（濱田國松君）御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十一、大正九年法律第五十六號中改正法律案、日程第十二、大正九年法律第五十六號中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——横川重次君

第十一 大正九年法律第五十六號中改  
正法律案（北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件）（東武君外五名提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

第十二 大正九年法律第五十六號中改  
正法律案（北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件）（山本厚三君外四名提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

報告書

一大正九年法律第五十六號中改正法律案

（北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件）（東武君外五名提出）

一大正九年法律第五十六號中改正法律案

（北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件）（山本厚三君外四名提出）

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ別紙ノ通（内容同一）修正スベキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十年二月二十五日

委員長 橫川 重次

衆議院議長 濱田國松殿

（別紙）

大正九年法律第五十六號中左ノ通改正

斯同法ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ期間ノ外更ニ五年ヲ限リ勅令ノ定ムル所ニ依リ北海道拓殖費ヨリ補助ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本法施行ノ際營業開始ノ日ヨリ十五年ヲ

經過シタルモノニ付テハ營業開始ノ日ヨリ二十年ニ達スル迄本法施行ノ日ヨリ改  
正規定ニ依リ更ニ補助ヲ爲スコトヲ得  
（横川重次君登壇）

○横川重次君 只今議題ニナッテ居リマス  
大正九年法律第五十六號中改正法律案、東  
武君外五名提出、及山本厚三君外四名提出  
ニ係ルモノニアリマスガ、兩案ノ委員會ノ審  
査ノ報告ヲ申上ゲマス、大正九年法律第

五十六號ハ、北海道拓殖鐵道補助ニ關スル  
件デアリマシテ、改正案ノ趣旨ハ、現行法  
ニ於ケル補助年限十五年ヲ二十年ニ延長セ  
シメタイト云フノデアリマス、委員會ニ於  
キマシテハ、各委員ニ依リ鐵道、内務、北  
海道當局ニ對シマシテ熱心ナル質疑應答ガ  
行ハレタノデアリマスガ、茲ニハ極ク其概  
要ノミヲ御報告申上ゲルコトニ致シマシテ、  
御諒解ヲ得タトイ思フノデアリマス、北海  
道ニ於ケル私設鐵道及軌道一般ガ、現行ノ  
補助年限ニ於テ其補助ヲ打切ラレマシテ、  
獨立シ得ラレヤ否ヤト云フ點ガ、先づ第一  
ニ重要ナ點シテ質疑セラレタノデアリ  
マス、申ス迄モナク鐵道軌道ノ發達ハ、拓  
殖事業ノ根基ヲ爲スモノニアリマシテ、是  
ガ興廢ハ單ニ經營會社ノ存廢ノ問題デハナ  
イノデアリマシテ、實ニ拓殖、植民ノ成敗  
ノ岐ル、所ニ繋ルノデアリマスカラ、最  
モ重大ナル問題デアリマス、現地ノ鐵  
道軌道ノ經營ノ實情ニ徵シテ之ヲ見

マスノニ、補助會社二十二社中、收支

辛ウジテ償フモノハ僅ニ二三ニ過ギナイ現

狀ニアルノデアリマシテ、其大部分即チ

二十二社中ノ二十社ハ、著シイ缺損ヲ

續ケテ居ルヤウナ次第デアリマス、政府ノ

助成金ヲ以テ借入金ノ利拂ト爲シテ居ルモ

ザイマス、之ヲ建設費ニ對シマス收益ノ率

ノモアリ、洵ニ其營業狀態ハ不振ナノデゴ

カラ申シマシテ、北海道以外ノ實績ト之ヲ

比較シテ見マスト、軌道ニ於キマシテハ、

建設費ニ對シマス收益率ハ、北海道ニ於テ

四七%デアリマス、北海道以外ノ全部ニ付

テ見マスト、五四%ニナッテ居リマシテ、

七%ノ開キガゴザイマス、ソレカラ地方鐵

道ニ於キマシテヘ、建設費ニ對シマス收益

率ノ比較ハ、北海道ニ於キマシテヘ、一

八%、其他ノ地方ニ於キマシテヘ、四〇%

デアリマシテ、實ニ二二%ノ開キガアルノ

デゴザイマス、斯様ニ相成シテ居リマシテ、

殆ド總テノ會社ガ補助ヲ受ケナガラ、無配

當或ハ無配當ニ近イ程度ノ配當ヲ辛ウジテ

爲シ得ルト云フ狀態デアリマシテ、今日補

助ノ打切り等ガアリマシタ場合ニ於テヘ、

廢線ノ已ムナキニ至ル虞アルモノ少シトシ

ニアルノデアリマス、其原因ノ第二ハ金融

的條件デアリマス、是ハ朝鮮其他ノ地方ト

比較致シマシテモ、非常ニ高金利ニアルト

云フコトガ明ニナッタノデアリマス、其理由

第三、政府ノ拓殖計畫進行ノ遲延、是ハ昭

和二年ニ於キマシテ、二十年計畫ニ依ル北

海道拓殖計畫ガ樹立セラレタノデアリマス

ルガ、其後種々ナル事情ニ依リマシテ、非

常ナ齟齬ヲ致シテ居リマスコトヘ、政府、

北海道長官ノ自ラ證明スル所デアリマシ

テ、是ガ即チ政府ノ責任ニ於キマシテ、地

方私設鐵道ガ、其進行ノ遲タタルニ依ル原

因ニ依リマシテ、比較的其思フ如キ進行成

續ヲ擧ゲ得ザル現狀ニアルコトモ、其重大ナル原因ノ一つニナッテ居ルノデアリマス、其理由第四、拓殖費ノ大削減、是ハ三割以上ノ削減ガセラレテ居リマスノデ、是モ實ニ著シク拓殖事業進行上ノ阻害ト相成ツテ居ル、隨テ其鐵道經營其他ニ付キマシテノ惡影響ノアリマスコトハ、是亦當然デアルノデアリマス、其後昭和六年、七年、九年ノ不作、是ハ既ニ前ニ述べマシタ如キコトニアリマス、大體右様ノ次第、朝鮮臺灣等ニ比較致シマシテモ、遂ニ劣る自然的條件ノ下ニ置カレテ居ルノデアリマシテ、大體以上ノヤウナ事實ガ質疑應答ノ中ニ明かトナッタノデアリマス、而シテ既ニ朝鮮、臺灣、樺太ニ於キマシテハ、同様ノ趣旨ニ基キマスル補助ニ對シ、昨年ノ議會定致シマシテ、北海道ノミガ其改正ニ漏レテ居リマスコトハ、洵ニ不合理不公正ノコトデアリマス、殊ニ最近ノ國際事情ニ鑑ミマシテ、國防觀念ノ常識ニ照シテ之ヲ見マスルモ、北方ノ守リヲ堅ク致シマスル上ニ、鐵道事業ノ寄與ベキコトハ、是ハ明デアルノデアリマス、最モ留意セネバナラヌ點ト思フノデアリマス、委員會ハ以上ヲ以チマシテ討論ニ入りマシテ、林委員ヨリ兩案ヲ併合シ、別紙ノ通り修正スペキモノト議決サレタシトノ動議ノ提出ガアリマシテ、政友委員ノ代表トシテ丸山委員、民成ノ意見ノ陳述ガアリマシテ、全會一致ヲ

以テ可決致シタ次第デゴザイマス、之ニ對シ北海道長官カラ、主トシテ財政上ノ理由ニ著シク拓殖事業進行上ノ阻害ト相成ツテ居ルガ、尙ホ一點特ニ御報告申上グベキコトガアルノデアリマス、ソレハ補助金算定ニ關シマシテ、政府ガ重大ナル誤リヲシテ居ルト云フコトガ、松尾君、林委員、手代木委員等ニ依リマシテ、委員會ニ於キマシテ明ニセラレマシタ點デアリマス、即チ政府ハ大正十一年内務省令第八號ニ依リマシテ「北海道拓殖促進ノ爲必要アリト認ムル地方鐵道及軌道ノ補助施行ニ關スル件」此内務省令ニ依リマシテ、補助金ノ算出ノ様式ヲ定メテ、是ガ明記シテアルノデアリマスガ、即チ第一條ノ第三項ニ於キマシテ「營業費ハ當該地方鐵道及軌道ノ營業費決算額ヲ基礎トシ北海道廳長官ノ査定シタル額」トアリマシテ、補助金ノ算定上ノ基礎トナリマスル所ノ營業費ハ、之ヲ査定スル場合ニハ、擴メマスルコトハ、洵ニ立憲法治國ト致シ的影響モアリマスルシ、又法ノ運用ノ上カラ申シマシテモ、斯様ナ自由裁量ヲ餘リニ擴メマスルコトハ、洵ニ立憲法治國ト致シマシテ遺憾ノ次第デアルノデアリマス、此點ヲ特ニ申添ヘテ置キマス、何卒前段申上ゲマシタヤウナ經過ニ依リマシテ可決致シタノデアリマスルカラ、委員會ノ決定通り御賛成アランコトヲ切ニ御願致シマス（拍手）

○議長（濱田國松君） 委員長報告ハ兩案ヲ併合シテ一案トナシ、修正議決シタモノデアリマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議シテ長官ノ任意ノ裁畫ニ依リマシテ、營業費決算額ヲ基礎トセザル、即チ營業費決算額ニ全ク關係ノナイ特定ノ公式ヲ基礎ト致シマシテ、之ヲ計算致シマシテ、内務省令ヨリ致シマシテ、本案ノ趣旨ニ違ニ賛成致シ兼ネル旨ノ陳述ガゴザイマシタ以上ガ委員會ノ大體ノ經過及結果ノ報告デアリマスガアルノデアリマス、ソレハ補助金算定ニ付キマシテハ、前述ノ三委員ヨリ強ク點ニ付キマシテハ、政府ノ反省ヲ求メラレタノデアリマス、若シ經濟上ノ事由其他ニ依リマシテ、計算ノ基礎ヲ變更スル必要アリト致シマスルナラバ、是ハ省令ヲ改正シテ、ソレニ依ツテ行フベキコトガ至當デアルト云フ點ニ付キマシテ、明ニ述ベラレテ居ツタノデアリマス、政府ハ之ニ對シテ研究中デアルト云フヤウナ辯解デアリマシタガ、是ハ事柄ハ相當各軌道、鐵道會社ニ對シマシテハ、重大ナ經濟的影響モアリマスルシ、又法ノ運用ノ上カラ申シマシテモ、斯様ナ自由裁量ヲ餘リニ擴メマスルコトハ、洵ニ立憲法治國ト致シマシテ遺憾ノ次第デアルノデアリマス、此點ヲ特ニ申添ヘテ置キマス、何卒前段申上ゲマシタヤウナ經過ニ依リマシテ可決致シタノデアリマスルカラ、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長福井湛三君

○議長（濱田國松君） 別ニ御發議ガアリマス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り確定致シマシタ（拍手）日程第十三、登錄稅法中改正法律案法ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長福井湛三君

第一十三 登錄稅法中改正法律案（金光庸夫君外三名提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

（異議ナシ）ト呼フ者アリ

○議長（濱田國松君） 御異議ナシト認メマ

一登錄稅法中改正法律案（金光庸夫君外三名提出） 報告書

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノ

ト議決致候此段及報告候也

昭和十年二月二十六日

委員長 福井 基三

衆議院議長濱田國松殿

〔別紙〕

登録稅法中左ノ通改正ス

第十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ保險業法ノ規定ニ從ヒ會

社カ其ノ保險契約全部ノ移轉契約ニ因

リテ不動産又ハ船舶ニ關スル權利ヲ移

轉シタル場合ニ於テ其ノ權利ノ取得ニ

付之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔福井基三君登壇〕

○福井基三君 只今上程サレマシタル登録

稅法中改正法律案委員會ノ經過竝ニ結果ヲ

御報告申上ゲマス、本案ハ至テ簡単デアリ

マシテ、即チ保險業者ガ合併ヲ致シマスニ

付キマシテ、其保險契約ノ全部ノ移轉契約

ニ基クコトデ、改正シナケレバナラヌト云

フ案デアルノデアリマス、此案ハ合併ニ最

モ必要ナ案デアリマスルカラ、寧ロ政府ヨ

リ提案セラルベキ筈ノ案デアルノデアリマ

ス、斯様ノ意味ニ於キマシテ、政府委員ノ

説明ヲ聽キ、委員諸君ハ熱心ニ審議ヲセラ

レマシテ、其結果ガ山下委員ヨリ、本案ノ

趣旨ヲ明ニスルガ爲ニ字句ノ修正ト、附則

ト致シマシテ施行ノ期日ヲ定メテ置ク方ガ宜カラウ、斯ウ云フ譯デ修正動議ヲ提出サ

レタノデアリマス、其修正ノ箇所ハ「前項ノ規定ハ保險業法ノ規定ニ從ヒ」ト云フ下ニ「會社カ其ノ」ト云フコトヲ加ヘテ明ニセラレタノデアリマス、施行ノ期日ヲ定ムルニ付キマシテハ、附則ト致シテ「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト云フコトニシテ、修正動議ヲ出サレマシテ、滿場ニ御諮詢致シマシタ所ガ、滿場一致之ヲ可決セラレタ次第デアリマス、以上御報告申上ゲマス、何卒御審議ノ上確定アランコトヲ御願致シマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

ス、仍テ日程第十四、刑事判決宣告猶豫ノ期日ハ日程第十五、小作調停法中

關スル法律案、日程第十五、小作調停法中

改訂法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス――

原惣兵衛君

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十四、刑事判決宣告猶豫ノ期日ハ日程第十五、小作調停法中

關スル法律案、日程第十五、小作調停法中

改訂法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス――

原惣兵衛君

○議長(濱田國松君) 本件ノ第一讀會ノ開

クニ御異議アリマセヌカ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

リ確定致シマシタ(拍手)日程第十四及第十  
五ハ、同一委員ニ付託シタル議案ナルニ依  
リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ  
リ、「異議ナシ」と呼フ者アリ」

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ日程第十四、刑事判決宣告猶豫ノ期  
日ハ日程第十五、小作調停法中

關スル法律案、日程第十五、小作調停法中

改訂法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ  
續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス――

原惣兵衛君

○議長(濱田國松君) 許可致シマス

○原惣兵衛君 簡單デアリマスカラ此席力  
ヲ御許シテ願ヒマス

○原惣兵衛君 只今議題トナツテ居リマス

ル刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案ノ内容  
ハ、由來裁判ガアリマシタラ必ズ確定決定

スルト云フコトニナツテ居リマシタノア、裁  
判所ハ特ニ一定ノ犯罪ニ對シマシテハ、少  
クトモ將來ノ改悛ノ見込ガアルト云フヤウ  
ナ場合ニ於キマシテハ、其本人ノ裁判ヲ一  
時宣告ヲ猶豫スルノ言渡ヲスル、ソレニ依  
テ一定ノ期間ノ經過シマシタ時ニ於テハ、  
本人ノ改悛ノ情ガ十分デアリマスルガ故  
ニ、丁度免訴ノ判決、少クトモ罪ノ無カッタ  
者ト同一ノ狀態ニ置カウト云フノガ本案ノ  
趣旨デアリマス、細カキ内容ハ法律案ニア  
リマスカラ、御一讀ヲ願ヒタイノデアリマ  
ス、其意味ニ於テ宣告ヲ猶豫シテ其罪ナカ  
ラシメ、罪ヲ犯サマルト同一ノ狀態ニ置イ  
テ、本人ノ將來ヲ感化シテ行カウト云フノ  
ガ、刑事政策ノ立場カラ實行セラレタモノ  
デアリマスカラ、滿場一致反對ナク可決致  
シマシタ、左様御承知願ヒマス、今一つハ小  
作調停法中改訂法律案デアリマス、先般ノ  
借地借家ノ法律案ト同様ニ、代理人ニ辯護  
士ヲ入レルト云フノガ本案ノ趣旨デアリマ  
シテ、是モ異議ナクシテ滿場一致可決致シ

候此段及報告候也

昭和十年二月二十八日

委員長 原 惣兵衛

衆議院議長濱田國松殿

原惣兵衛君

○原惣兵衛君 許可致シマス

○原惣兵衛君 只今議題トナツテ居リマス

ル刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案ノ内容  
ハ、由來裁判ガアリマシタラ必ズ確定決定

スルト云フコトニナツテ居リマシタノア、裁  
判所ハ特ニ一定ノ犯罪ニ對シマシテハ、少  
クトモ將來ノ改悛ノ見込ガアルト云フヤウ  
ナ場合ニ於キマシテハ、其本人ノ裁判ヲ一  
時宣告ヲ猶豫スルノ言渡ヲスル、ソレニ依  
テ一定ノ期間ノ經過シマシタ時ニ於テハ、  
本人ノ改悛ノ情ガ十分デアリマスルガ故  
ニ、丁度免訴ノ判決、少クトモ罪ノ無カッタ  
者ト同一ノ狀態ニ置カウト云フノガ本案ノ  
趣旨デアリマス、細カキ内容ハ法律案ニア  
リマスカラ、御一讀ヲ願ヒタイノデアリマ  
ス、其意味ニ於テ宣告ヲ猶豫シテ其罪ナカ  
ラシメ、罪ヲ犯サマルト同一ノ狀態ニ置イ  
テ、本人ノ將來ヲ感化シテ行カウト云フノ  
ガ、刑事政策ノ立場カラ實行セラレタモノ  
デアリマスカラ、滿場一致反對ナク可決致  
シマシタ、左様御承知願ヒマス、今一つハ小  
作調停法中改訂法律案デアリマス、先般ノ  
借地借家ノ法律案ト同様ニ、代理人ニ辯護  
士ヲ入レルト云フノガ本案ノ趣旨デアリマ  
シテ、是モ異議ナクシテ滿場一致可決致シ

マシタ、以上御報告申上ダマス(拍手)  
○議長(濱田國松君) 兩案ノ第二讀會ヲ開  
クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ  
タ

○青木雷三郎君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ  
開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通  
リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異  
議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メ  
マス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、  
議案全部ヲ議題ト致シマス

小作調停法中改正法律案  
第二讀會(確定議)

○議長(濱田國松君) 別ニ御發議ガアリマ  
セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通  
リ可決確定サレマシタ(拍手)日程第十六乃  
至第二十三ハ、同一委員ニ付託シタル議案  
デアリマスカラ、一括議題トナスニ御異議  
アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ  
ス、仍テ日程第十六、衛生組合法案、第十  
七、衛生組合法案、第十八、衛生組合法案、

第十九、傳染病豫防法中改正法律案、第二  
十、傳染病豫防法中改正法律案、第二十一、  
產師法案、右八案ヲ一括シテ第一讀會ノ續  
ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス――

石坂豊一君  
第十六 衛生組合法案(田中祐四郎君  
外二名提出)  
第一讀會ノ續(委員長報告)  
第十七 衛生組合法案(鷺野米太郎君  
外五名提出)  
第一讀會ノ續(委員長報告)  
衆議院議長濱田國松殿  
〔別紙〕  
衛生組合法

第十九 傳染病豫防法中改正法律案  
(田中祐四郎君外二名提出)  
第一讀會ノ續(委員長報告)  
第二十 傳染病豫防法中改正法律案  
(鷺野米太郎君外五名提出)  
第一讀會ノ續(委員長報告)  
第二十一 產師法案(土屋清三郎君外  
三名提出)  
第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)  
委員長 石坂 豊一  
昭和十年二月二十八日

右ハ本院ニ於テ三案ヲ併合シテ一案ト爲  
シ別紙ノ通(内容同)修正スヘキモノト  
議決致候此段及報告候也  
昭和十年二月二十八日  
衆議院議長濱田國松殿  
〔別紙〕  
衛生組合法  
第一條 衛生組合ハ公衆衛生ノ改良發達  
ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
第二條 衛生組合ハ法人トス  
第三條 衛生組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲  
左ノ事業ヲ行フ  
一 衛生思想ノ普及ニ關スル事業  
二 傳染性疾患及寄生蟲病ノ豫防救治  
ニ關スル事業  
三 清潔保持ニ關スル事業  
四 其ノ他公衆衛生上必要ナル事業

第七條 地方長官必要アリト認ムルトキ  
ハ市長ニ對シ區域ヲ指定シ衛生組合ノ  
設立ヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ衛生組合ノ設立ヲ命  
ゼラレタル市長ハ組合規約ヲ作成シ地  
方長官ノ認可ヲ受クベシ

第八條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所  
ニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ  
議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會  
ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得  
總會ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定

ム  
第九條 衛生組合ニ組合長及副組合長一  
人又ハ二人ヲ置ク  
組合長及副組合長ハ組合員中ヨリ之ヲ  
選舉ス

前項ノ選舉ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ  
之ヲ定ム

ヲ以テ其ノ組合員トス  
衛生組合ハ組合規約ノ定ムル所ニ依  
リ前項ニ掲グ者ノ外組合區域内ニ學  
校、病院、工場、倉庫、營業所又ハ事  
務所等ヲ設クル者ヲ組合員ト爲スコト  
ヲ得但シ國、道府縣、市町村其ノ他之  
ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 衛生組合ヲ設立セントスルトキ  
ハ其ノ區域内ノ組合員タル資格ヲ有ス  
ル者七人以上發起人ト爲リ組合規約ヲ  
作成シ組合員タル資格ヲ有スル者二分  
ノ一以上ノ同意ヲ得テ地方長官ノ認可  
ヲ受クベシ

一 衛生組合法案(野田文一郎君外一名  
提出)

一 衛生組合法案(鷺野米太郎君外五名  
提出)  
一 衛生組合法案(野田文一郎君外一名  
提出)

第五條 衛生組合ハ其ノ區域内ノ世帯主  
名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)  
第二十二 產師法案(野方次郎君外四  
名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)  
第二十三 產師法案(山道襄一君外一  
長之ヲ定ム

ル所ニ依リ衛生組合ニ他ノ役員ヲ置ク

コトヲ得

第十條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ擔任ス

副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

副組合長二人アルトキハ組合長ノ豫メ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス

第十一條 衛生組合ノ經費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員之ヲ負擔ス

第十二條 組合規約ヲ變更セントスルトキハ市長ヲ經テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第十三條 地方長官ハ衛生組合ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

市長ハ衛生組合ニ對シ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徵シ、實地ニ就キ事務ヲ視察シ若ハ出納ヲ検査シ又ハ事業ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

第十四條 地方長官ハ總會ノ議決若ハ選舉又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ組合規約ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ議決若ハ選舉ヲ取消シ、役員ヲ解任シ、組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 衛生組合ノ解散、分合及區域ノ變更ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
傳染病豫防法ニ依リ設立シタル市内ノ衛生組合ニシテ本法施行ノ際地方長官ノ指定シタルモノハ本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス

前項地方長官ノ指定シタル衛生組合ハ遲滞ナク組合規約ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

一傳染病豫防法中改正法律案(田中祐四郎君外二名提出)

一傳染病豫防法中改正法律案(鷲野米太郎君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ別紙ノ通段及報告候也

(内容同一)修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十年二月二十八日 委員長 石坂 豊一

一傳染病豫防法中改正法律案(山道襄一君外三名提出)

一產師法案(野方次郎君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ三案ヲ併合シテ一案ト爲シ別紙ノ通(内容同一)修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十年二月二十八日 委員長 石坂 豊一

衆議院議長濱田國松殿

右ハ本院ニ於テ三案ヲ併合シテ一案ト爲シ別紙ノ通(内容同一)修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十年二月二十八日 委員長 石坂 豊一

第一項ノ衛生組合ニ於テ傳染病豫防法治ノ爲支出スル費用ノ全部又ハ一部ヲ補助スルコトヲ得

第二十四條中「第二十三條第二項」ヲ「第二十三條第三項」ニ改ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一產師法案(土屋清三郎君外三名提出)

一產師法案(野方次郎君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ三案ヲ併合シテ一案ト爲シ別紙ノ通(内容同一)修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十年二月二十八日 委員長 石坂 豊一

衆議院議長濱田國松殿

右ハ本院ニ於テ三案ヲ併合シテ一案ト爲シ別紙ノ通(内容同一)修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

三 產師試驗ニ合格シタル者  
產師試驗ハ内務大臣之ヲ行フ  
ヲ定ム

第三條 聾者、聴者、盲者又ハ精神病者ニ對シテハ產師ノ免許ヲ與フルヲ得ス  
墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ對シテハ產師ノ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第四條 產師ハ妊娠、產婦、婦婦又ハ胎兒、生兒ニ異常アリト認ムルトキハ直ニ醫師ノ診療ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ス但シ臨時應急ノ處置ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 產師ハ自ラ診察又ハ検案セスシテ死産證書又ハ死胎檢案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第六條 產師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス業務上技能、經歷又ハ命令ヲ以テ定ムル事項ノ廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 產師ハ產簿ヲ備ヘ十箇年間之ヲ保存スヘシ

第八條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スヘシ

道府縣產師會ハ日本產師會ヲ設立スルコトヲ得

產師ハ土地ノ狀況ニ依リ郡市區產師會ヲ設立スルコトヲ得

產師會ハ法人トス

產師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ產事衛

生ノ故鬼發產々圖／＼以二用約、又

生ハ已良發達ニ圖ルニ以テ目的トス

國ヨリ徵收スヘキ收入ニ關シ民事訴訟

前各項ニ規定スルモノノ外產師會ニ關  
テ提起スルエトヲ得

シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 産師第三條第一項ニ該當スルトキハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

産師墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ業務ヲ停止スルコトアルヘシ其ノ免許前ニ係ル場合亦

同シ

三條第一項ノ原因止ミタルトキ又ハ改  
悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フル

コトヲ得  
前三項ノ處分、内務大臣之ヲ行フ事ニ

第二項ノ處分ノ執行及改悛ノ情顯

著ナル者ニ對シ前項ノ再免許ヲ與フル

場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十條 免許ヲ受ケヌシテ助產ノ業ヲ爲

シタル者又ハ第四條乃至第七條ノ規定

ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ  
科料ニ處ス業務停止中ノ産師ニシテ助  
産ノ業ヲ爲シタル者亦同シ

附  
則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

産婆規則ハ之ヲ廢止ス

本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メテ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法ニ依リ産師ノ免許ヲ受ケタル者ト看做ス  
本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メテ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ業務ヲ爲スコトヲ得且其ノ期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得  
本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ産婆名簿ニ登録ヲ受クル資格ヲ有スル者及本法施行後五箇年以内ニ從前ノ規定ニ依リ産婆名簿ニ登録ヲ受クル資格ヲ得タル者ハ第二條ノ規定ニ拘ラス産師ノ免許ヲ受クルコトヲ得  
〔石坂豊一君登壇〕  
○石坂豊一君 只今上程サレマシタル衛生組合法案、傳染病豫防法中改正法律案及產師法案ノ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、本委員會ハ以上ノ法案ニ付キマシテ審議ヲ重ヌルコト四回ニ及ビマシタ、其詳細ハ皆様ノ御手許ニ配付シテアリマスル速記録ニ譲ルコト、致シマシテ、今茲ニ其主ナル事項ニ付テ二三御紹介ヲ申上ゲタイト思ヒマス、衛生組合法ハ市ニ施行スルモノデアリマシテ、現在傳染病豫防法中ニ規定シテアリマス極メテ微弱ナル衛生組合眼デアリマス、此法案ハ從來屢々本院ニ於テ可決セラレタノミナラズ、第五十九議會ニ於キマシテハ、政府案トシテ本院ニ提出セ

ラレ、其都度本院ヲ通過シテ貴族院ニ廻ツテ居ルモノニアリマス、提案者及委員諸君ガ此點ニ關シ政府委員ニ質疑セラレ、國務大臣ノ出席ヲモ求メテ所見ヲ質シタノデアリマスルガ、政府ニ於キマシテハ、衛生組合ノ強化ヲ圖リ、其活動ヲ促スコトハ敢て異論ノナイ所アル、サリナガラ市町村ノ固有事務デアル所ノ衛生事務ヲ處理スルガ爲ニ、更ニ市町村ニ遊離シタル所ノ法人格ヲ設クルコトハ、俄ニ贊意ヲ表シ難イト云フノデアリマス、斯ノ如クニシテ幾度カ質疑應答ヲ重ねマシタ末ニ質問ヲ終了致シマシテ、採決ノ結果此三案共滿場一致ヲ以テ可決スペキモノト確定致シマシテ、サウシテ三案ハ其内容同一デアリマスカラ、之ヲ一案ニ關聯スル法案ノ改正デアリマシテ、是ハ二案提出サレテ居ルノデアリマスガ、之ヲ打ッテ一案トシテ可決シタノデアリマス  
次ニ産師法案ノ説明ヲ申上ガマス、現行產婆規則ハ我國婦人ノ知識教育幼稚ノ時代ニ於キマシテ、便法ヲ以テ規定サレテ居ル所ノ極メテ簡易ナル制度デアリマス、今ヤ世界ノ一等國タル我ガ民族ノ出産ヲ助クル所ノ貴キ此職務ニ對シ、國家ノ公認ハ餘りニモ簡単デアリ、餘リニモ其程度ガ低イノデアリマス、故ニ今茲ニ其地位ヲ高メ、監修ノ職務ト同等ニ其標準ヲ高メマシテ、社會的ノ地位ヲ向上セシメントスルノガ本案ノ

主眼デアリマス、此法律案モ既往三回バカ  
リ本院ヲ通過シテ居ルモノデアリマスガ、  
委員會ニ於キマシテハ現在ノ產婆ノ計數ヲ  
土臺ト致シマシテ、政府ニ所見ヲ質シタノ  
デアリマス、政府ニ於キマシテハ產婆ノ數  
ガ五万六千五百九十人ノ中、試驗合格シテ  
居ル者ガ四万八千五百六十三人デアル、其  
他指定學校ヲ卒業シタ者ガ三千七十六人、  
從來開業ノ者ハ三千三百五十七人トナッテ  
居ル、去リナガラ本案ノ如ク俄ニ資格ヲ高  
メタナラバ、サナキダニ僻陬地ノ產婆ノ居  
ナイ所ガマダ二千三百箇村モアルノデアル  
カラ、其窮屈ナル資格試驗ノ結果、一層不  
足ヲ來ス心配ガアルカラ、本案ニハ贊成ガ  
出來ナイト云フコトデアリマシタ、サリナ  
ガラ委員會ハ前述ノ如キ試驗合格、又ハ學  
校ヲ卒業シテ居ル者ノ多キ計數ニ鑑ミマシ  
テ、政府ノ言フコトハ少ジモ心配スルニ足  
ラヌ、寧ロ斯ノ如キ有資格者、又ハ學校卒  
業者ガ絶對優勢ナル今日ニ於テハ、寧ロ此  
地位ヲ向上スルト云フコトガ適當ノ處置デ  
アルト云フ空氣ガ、委員會内ニ充滿シテ居マ  
タヤウニ認メタノデアリマス、斯ノ如クシ  
テ十分ノ質疑ト論議ヲ重ネマシタ末、採決  
之ヲ一案ニ修正致シマシテ可決ヲ致シマシ  
タ

八ノ衛生組合法案ト、日程第十九及第二十

ノ傳染病豫防法中改正法律案トハ、關聯シ

タル議案デアリマスカラ、先づ此五案ノ審議

ヲ爲シ、次ニ日程第二十一乃至第二十三ノ

産師法案ノ審議ヲ致シマス、委員長報告ハ衛

生組合法案ノ三案ヲ併合シテ一案ト爲シ、

又傳染病豫防法中改正法律案ノ二案ヲ併合

シテ一案ト爲シ、各修正議決シタモノニア

リマス、仍テ五案ノ第一讀會ヲ開クニ御異

議アリマセヌカ

○〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ五案ノ第一讀會ヲ開クニ御異

議マシタ

○議長(濱田國松君) 直チニ五案ノ第二讀會ヲ

開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通

リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

○〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ直チニ五案ノ第一讀會ヲ開クニ御異

議アリマセヌカ

○議長(濱田國松君) 直チニ三案ノ第二讀會ヲ

開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通

リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

○〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ直チニ五案ノ第一讀會ヲ開キ、議

案全部ヲ議題ト致シマス

○衛生組合法案 第二讀會(確定議)

○衛生組合法案 第二讀會(確定議)

○衛生組合法案 第二讀會(確定議)

○傳染病豫防法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○傳染病豫防法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○傳染病豫防法中改正法律案 提出者吉川吉郎兵衛君

○議長(濱田國松君) 別ニ御發議ガアリマ

セヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ

至第二十三ノ產師法案ノ審議ニ入リマス、

委員長報告ハ三案ヲ併合シテ一案ト爲シ、

修正議決シタモノニアリマス、三案ノ第一

讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌ

○〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ三案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシ

タ

○議長(濱田國松君) 直チニ三案ノ第二讀會ヲ

開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ

可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

○〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ直チニ三案ノ第一讀會ヲ開キ、議

案全部ヲ議題ト致シマス

○產師法案 第二讀會(確定議)

第四 自動車交通事業法中改正法律案  
(吉川吉郎兵衛君外七名提出)

第一讀會

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附 則

自動車交通事業法中改正法律案

自動車交通事業法中改正法律案

第三十七條ノ二 公共團體ハ公益上ノ必

要ニ因リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ第一

條又ハ第十七條第二項ノ事業(未ダ運

輸ヲ開始セザル自動車運輸事業及未ダ

供用ヲ開始セザル自動車道事業ヲ含

ム)ノ買收ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事業ノ一部ヲ買收セ

ラルニ因リ云残存事業ノ全部又ハ一

部ニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルト

キハ自動車運輸事業者又ハ自動車道事

業者ハ公共團體ニ對シ残存事業ノ全部

又ハ一部ノ買收ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル買收價格、買收範

ニ依ル協議調ハザルトキ又ハ協議ヲ爲

スコト能ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁

定ス

前項ノ裁定中買收價格ニ付不服アル者

ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内

ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

リマセヌ

○青木雷三郎君 本案ハ東武君外五名提

出、大正九年法律第五十六號中改正法律案

外一件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望

マス

○青木雷三郎君 青木君ノ動議ニ御異

議アリマセヌカ

○〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第

五、舊獨逸膠州租借地還付ニ關スル條約實

施ニ伴フ損失ノ補償ニ關スル法律案ノ第一

讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シ  
マス——提出者立川平君

## 第五

舊獨逸膠州租借地還付ニ關スル

條約實施ニ伴フ損失ノ補償ニ關スル  
法律案(久山知之君外二名提出)

## 第一讀會

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
〔立川平君登壇〕

舊獨逸膠州租借地還付ニ關スル條約實  
施ニ伴フ損失補償ニ關スル法律案

第一條 舊獨逸膠州租借地ニ永久的土著

ノ帝國臣民ヲ移植シ帝國ノ利便ニ資セ

ムカ爲ニ政府ノ獎勵保護ノ下ニ政府ノ

施設ニ策應シ永久計畫ヲ以テ舊獨逸膠

州租借地ニ既墾地ヲ買收シ若ハ未墾地

ヲ開拓シ又ハ膠州灣内ニ於テ養貝事業

ヲ經營セル個人又ハ山東懸案解決ニ關

スル條約及山東懸案細目協定ノ實施ニ

伴ヒ帝國軍隊ノ撤退後治安障害ニ因リ

テ農業又ハ養貝事業ヲ經營スルコト能

ハサルニ至リタル爲被リタル損失ニ對

シテハ政府ハ本法ニ依リ之ヲ補償スル

コトヲ得

第二條 前條ニ規定スル補償金ノ總額ハ

三百七十五萬圓以内トス

第三條 補償金ハ主務大臣補償審查會ノ

審査ヲ經テ之ヲ決定シ額面金額ニ依リ

國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス

補償審查會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ

國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス

之ヲ定ム

第四條 政府ハ前條ノ規定ニ依ル交付ニ

必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スル

コトヲ得

## 第五條 本法ニ依リ補償金ヲ交付スル場

合ニ於テハ政府ハ當事者ニ對シ補償ノ  
目的タル租借權ノ讓渡其ノ他必要ナル

條件ヲ附スルコトヲ得

第五 条款  
舊獨逸膠州租借地還付ニ關スル  
條約實施ニ伴フ損失ノ補償ニ關スル  
法律案(久山知之君外二名提出)

## 第一讀會

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
〔立川平君登壇〕

## 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
〔立川平君登壇〕

○立川平君 只今上程サレマシタ法律案提  
案ノ趣旨ヲ簡單ニ御説明申上ゲタイト存ジマ

ス、本案ハ大正十三年第五十議會ニ請願トシ  
テ採擇サレ、昭和元年第五回議會ニ建議案

トシテ可決サレ、昨第六十五回議會ニ於テ法

律案トシテ本院ヲ通過シ、貴族院ニ於テ不

幸審議未了ニナツタモノト、全然内容同一デ

アルノデアリマス、御承知ノ通リ大正三年

我國ハ對獨戰爭ニ於キマシテ、膠州灣ヲ占

領致シタノデアリマスガ、我國ノ人口食糧

問題解決ノ一助トシテ、又一面ニ於テハ北

支那ニ於ケル我國力ヲ確保スル爲ニ、此

ハサルニ至リタル爲被リタル損失ニ對

シテハ政府ハ本法ニ依リ之ヲ補償スル

コトヲ得

第二條 前條ニ規定スル補償金ノ總額ハ

三百七十五萬圓以内トス

第三條 補償金ハ主務大臣補償審查會ノ

審査ヲ經テ之ヲ決定シ額面金額ニ依リ

國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス

補償審查會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ

國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス

之ヲ定ム

第四條 政府ハ前條ノ規定ニ依ル交付ニ

必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スル

懸案解決ニ關スル條約ガ締結サレ、續イテ  
北京ニ於テ山東懸案細目協定ガ結バレタノ  
デアリマス、此結果山東ハ支那ニ還付セラ  
レマシテ、曾テ正當、合法的ニ取得シタ農

場ノ既得權ハ、實際ニ於テ剝奪セラル、結

果トナリマシテ、投下シタ多大ノ資本モ、

労力モ空シク水泡ニ歸シテ、移住民ハ悲慘

ナル境遇ニ轉落シタノデアリマス、是ハ實

ニ國策ノ犠牲トナツタモノト言ハナケレバ

ナラヌノデアツテ、國家ハ斷ジテ之ヲ黙過ス

ベキモノデハナイト思フノデアリマス、獨

リ是等ノ被害者ニ對シテ同情シナケレバナ

ラナイノミナラズ、斯ノ如キコトヲ此儘放

置シテ顧ミナイト云フコトハ、我ガ國民將

來ノ海外發展ニ對シマシテモ、多大ナル障

碍ヲ與フルコト、信ジマス、是等國策ノ犠

牲トナリ、甚大ナル損害ヲ受ケマシタ人々

ニ對シテ、國家ニ其損失ヲ補償セシメタイ

ト云フノガ本案ノ趣旨デアルノデアリマス、

何卒御審議ノ上御賛成アランコトヲ希望致

シマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 別ニ質疑ノ通告ハア

リマセヌ

第六 五大都市ニ特別市制實施ニ關ス  
ル法律案(小山松壽君外六名提出)  
第一夫君

第一讀會

第七 五大都市ニ特別市制實施ニ關ス  
ル法律案(中井一夫君外四名提出)  
第一夫君

第一讀會

第五 大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律  
案

第一讀會

第一條 本法ニ於テ市ト稱スルハ京都市、

大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ヲ  
謂フ

第二條 市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣

ノ區域外トス  
第三條 市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法  
令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務竝從來  
法令又ハ慣例ニ依リ府縣又ハ市ニ屬ス  
ル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬ス

六、日程第七ハ、同種ノ議案デアリマスカ  
ラ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ日程第六、五大都市ニ特別市制實施

ニ關スル法律案、日程第七、五大都市ニ特別

市制實施ニ關スル法律案、右兩案ヲ一括シ

テ第一讀會ヲ開キマス、順次提出者ノ趣旨

ニ關スル法律案、日程第六、五大都市ニ特別

市制實施ニ關スル法律案、右兩案ヲ一括シ

テ第一讀會ヲ開キマス、順次提出者ノ趣旨

第五條 市制其ノ他ノ法令又ハ慣例ニ依リ從來地方長官及府縣參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ市ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ市長之ヲ行フ

第六條 市制其ノ他ノ法令ニ依リ從來府縣參事會ニ訴願シ得ヘキ事項ハ市ニ於テハ直ニ之ヲ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七條 市ハ市制其ノ他ノ法令ニ依ルモノノ外從來ノ府縣稅及賦金ノ例ニ依リ市稅及賦金ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第八條 市ハ府縣ト其ノ事務ノ一部ヲ共同處理スル爲其ノ協議ニ依リ規約ヲ定メ内務大臣ノ許可ヲ得テ府縣市組合ヲ設クルコトヲ得

府縣市組合ハ法人トス

府縣市組合ノ事務ハ内務大臣ノ指定シタル府縣知事又ハ市長之ヲ管理ス

府縣市組合ニ關シテハ府縣制第百二十條ノ三第一項及第百二十六條ノ四乃至第二百二十六條ノ七ヲ規定ヲ準用ス

第九條 市制第百七十條第一項ノ懲戒審査會ノ組織ニ關シテハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 本法ニ規定スルモノノ外總テ市制ノ定ムル所ニ依ル

附 則

第一條 本法ニ於テ市ト稱スルハ京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ヲ謂フ

第二條 市ハ從來ノ區域ニ依リ之ヲ府縣ノ區域外トス

第三條 市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法例又ハ慣例ニ依リ府縣又ハ市ニ屬スル事務及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第四條 市ハ内務大臣之ヲ監督ス

第五條 市制其ノ他ノ法令又ハ慣例ニ依リ從來地方長官及府縣參事會ノ權限ニ屬スル事項ハ市ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ市長之ヲ行フ

第六條 市制其ノ他ノ法令ニ依リ從來府縣市組合ニ關シテハ府縣制第二百二十六條ノ三第一項及第二百二十六條ノ四乃至第二百二十六條ノ七ノ規定ヲ準用ス

第九條 市制第二百七十條第一項ノ懲戒審査會ノ組織ニ關シテハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 市ハ市制其ノ他ノ法令ニ依ルモノノ外從來ノ府縣稅及賦金ノ例ニ依リ市稅及賦金ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第八條 市ハ府縣ト其ノ事務ノ一部ヲ共同處理スル爲其ノ協議ニ依リ規約ヲ定メ内務大臣ノ許可ヲ得テ府縣市組合ヲ設クルコトヲ得

府縣市組合ハ法人トス

○中井一夫君 只今上程セラレマシタ京都、大阪、名古屋、横濱、神戸ノ五大都市ニ、特別市制ヲ實施スルノ法律案ニ付テ、其提案ノ理由ヲ簡單ニ御説明申上ゲス、最近ニ於ケル大都市ノ生々發達ハ、洵ニ重大ナル文化現象デアリマシテ、政治、經濟、社會上、種々特異ナル重要問題ヲ提供致シ

（中井一夫君登壇）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法施行ノ爲府縣ニ屬スル財產、營造物及事業ノ處分並権利義務ノ歸屬ニ關シ必  
要ナル事項ニ付テハ關係アル府縣會及市會ノ意見ヲ徵シ主務大臣之ヲ定ム

附 則

シテ、特別ナル行政ノ下ニ在ル機能ノ發揮助長ヲ爲サネバナラムトセラル、所以デアリマス、蓋シ人口ノ都市集中ハ世界的趨勢デアリマスケレドモ、就中大都市ニ於キマシテ其著シキヲ見ル我國ニアリマシテハ、東京大阪等、所謂六大都市ノ伸展、眞ニ驚異ニ值スルモノガアリマス、今ヤ其包容スル人口ハ六十万乃至六百万ニ達スルノミナラズ、大都市構成ノ一部ト見ルベキ隣接町村ヲ加ヘマスルナラバ、其人口ハ洵ニ七百万人ニ近キモノガアラントシテ居リマス、尙ホ是等大都市ノ有スル經濟、金融、產業交通、貿易ノ實力モ、亦驚クベキモノガアルノデアリマス、翻ツテ其自治生活ノ機能ヲ見マスルト、其實力ハ優ニ府縣ヲ凌駕スルモノガアリマスノミナラズ、各般ノ公共施設事業頗爾廣汎、多岐ニ亘ツテ居ルノデアリマシテ、時代ノ進運ニ適應スベキ諸施設ノ企畫、亦一日モ忽セニスルコトガ出來ヌノデアリマス、而モ其忽セニスベカラザルノ狀態ハ、實ニ刻下ノ急務デアルト言ハネバナラヌ程、酷イ狀態ニ相成ツテ居リマスルコトハ、到底他ノ他方ノ中小自治團體ノ比デハナイノデアリマス、然ルニ今尙ホ大都市ヲ規律致シ、其職能ヲ遂行セシムベキ、適正ナル特殊制度ガ設ケラレナインデアリマシテ、唯僅ニ一部特例ヲ認メラル、ノ外ハ、全ク劃一的市制ノ下ニ、中小都市ト併列セラレマシテ、消極的ニハ國家ノ二重監督ヲ蒙リ、積極的ニハ大都市ノ機能ヲ發揮スベキ、獨立ノ機能ヲ與ヘラレナインノ

デアリマス、彼此レ相俟ッテ甚シク其自治的活動ヲ阻害致シマシテ、一大集團タル自治生活ノ本質、及作用ニ思ラ致サムルコトハ、洵ニ遺憾トスル所デアリマス、是レ延テハ大都市々民生活ノ福祉安康ヲ保持スル能ハズ、又以テ國家行政經濟等ノ上ニモ、重大ナル惡弊ヲ残シツ、アルモノト謂ハナケレバナラヌノデアリマス、大都市制度確立ノ要望ハ、既ニ之ヲ久シウ致シテ居リマス、其實施ニ付キマシテモ、夙ニ輿論的ノ支持ガアリマス、唯其實施方法ニ付テノミ多少ノ攻究ヲ殘スバカリト相成シテ居ルノデアリマス、今ヤ正ニ大都市制度實施ノ機会至ツテ居ルノデアリマシテ、是レ以上遷延ヲ許サムルモノガゴザイマス、茲ニ大都市ノ有スル特異性ニ考察致シマシテ、尙ホ現行制度下ニ於ケル不備不便ヲ除去致シ、以テ我國ニ於ケル所ノ大都市行政制度ノ確立ヲ期セントスル所以デアリマス、是レ本案ヲ提出致シタ理由ナノデアリマスガ、尙ホ本案ニ付キマシテハ、固ヨリ我國ノ大都市ノ首位ニアリマスル東京市ヲ包含致スノガ、當然ノ事ナノデアリマスケレドモ、東京市ニ付キマシテハ、既ニ其帝都タルノ特別ノ事情ニ依リマシテ、所謂都制ヲ布クノ議ガアリ、又是ガ布カレルコトガ、當然、相當ノコトデアルト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレガ爲ニ特ニ此案ニ於キマシテ當ノコトデアルト吾々ハ考ヘテ居ルノデアハ、所謂六大城市ヨリ東京市ヲ除外致シマ

シテ、大阪以下四大都市、即チ五大都市ニ本案ヲ布カルベキ旨ヲ明ニ致シタ次第ナノ以外ニ除外致シテシマフノ趣旨デハナイノデアリマシテ、決シテ東京市ノミヲ此制度以外ニ除外致シテシマフノ趣旨デハナイノモ、私共ノ申シマスル所ヲ能ク御諒察下サレマシテ、御賛同ヲ賜ハランコトヲ切ニ御願ヲ致ス次第デアリマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 日程第七、提出者本田彌市郎君

(本田彌市郎君登壇)

○本田彌市郎君 諸君、私ハ本法案ニ付キマシテ、詳細ノ辯明ハ只今中井君ニ依ッテ盡サレテ居リマス、本案ハ最初中井君ト共ニ御相談ラシテ出スコトニナツテ居リマシタガ、手續上相違ラ來シマシテ、二ツニ分レテ居リマスガ、趣旨モ總テ同ジモノデアリマス、私ガ敢テ茲ニ贅辯ヲ費ス必要ハ認メマセヌ、御承知ノ通リ此特別市制ハ殆ド二十年來ニ瓦リマスル懸案デ、而モ本院他ニ依ッテ今日未ダ目的ヲ達成スルコトガ出來ナイト云フヤウナ次第デゴザイマス、ソドウカ諸君ニ於カレマシテハ、滿場一致ヲ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第八及第九ハ同種ノ議案ナルニ依リ、一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第八、百貨店法案、日程第九、百貨店法案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——日程第八、提出者眞鍋儀十君

第九 百貨店法案(眞鍋儀十君外三名提出) 第一讀會

第四條 百貨店ハ支店、出張所若ハ代理店ヲ設置シ又ハ出張販賣ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 百貨店見切品、棚凌、殘品其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス相場外ノ價格ヲ以テ廉賣ヲ爲サムトストキハ商品ノ種類、品質、數量、仕入時價及原價、賣價並廉賣ノ事由ヲ具シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘン

第六條 主務大臣ハ百貨店ノ營業方法力

公益ニ反シ又ハ一般小賣業者若ハ消費者ノ公正ナル利益ヲ害スルモノト認ムルトキハ之ヲ制止スル爲必要ナル事項

○議長(濱田國松君) 質疑ノ通告ガアリマヌ

第一條 本法ニ於テ百貨店ト稱スルハ衣食住ニ關スル多種類ノ商品ノ小賣業ヲ營ム者ヲ謂フ

ト雖百貨店ノ營業所ニ於テ之ヲ爲スト

キハ之ヲ百貨店ノ營業ト看做ス

第二條 百貨店ノ業務ヲ營マムトスル者ハ事業方法其ノ他命令ノ定ムル事項ヲ具シ主務大臣ニ申請シ免許ヲ受クヘシ

特定ノ審議機關ノ審議ノ結果ヲ參酌ス

主務大臣前項ノ免許ヲ爲スニ當リテハ

ルコトヲ得

特定ノ審議機關ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區營業者ノ代表者、同業組合ノ代表者、所管公吏ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 百貨店ハ本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更シ又ハ店舗若ハ賣場ヲ新設若ハ擴張セムトストキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第五條 百貨店見切品、棚凌、殘品其ノ

他名義ノ何タルヲ問ハス相場外ノ價格ヲ以テ廉賣ヲ爲サムトストキハ商品

ノ種類、品質、數量、仕入時價及原價、賣價並廉賣ノ事由ヲ具シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘン

第六條 主務大臣ハ百貨店ノ營業方法力

公益ニ反シ又ハ一般小賣業者若ハ消費者

ヲ命シ又ハ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第七條 主務大臣ハ百貨店ノ所爲ニシテ

本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルト認ムルトキハ其ノ業務ヲ停止シ又ハ其ノ認可若ハ免許ヲ取消スコトヲ得

第八條 百貨店ハ重要物産同業組合其ノ他ノ同業組合ニ加入スヘシ

第九條 百貨店ハ左ノ各號ノ時間外ニ於テ營業ヲ爲スコトヲ得ス

一 四月一日ヨリ九月三十日迄ハ午前八時開店午後六時閉店

二 十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ハ午前九時開店午後五時閉店

第十條 百貨店ハ毎月一齊ニ三日以上ノ休日ヲ設クヘシ

第十一條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ百貨店ニ對シ其ノ營業若ハ財產ノ狀況報告ヲ爲サシメ又ハ營業若ハ財產ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ノ免許ヲ受ケヌシテ百貨店ノ業務ヲ營ミタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 百貨店ニ非スシテ百貨店ノ支店又ハ出張所、代理店若ハ出張販賣ナルカ如ク裝ヒテ營業ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ

千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條乃至第五條又ハ第八條乃至第十條ノ規定ニ違反シタル者

二 第六條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

三 第七條ノ規定ニ依ル業務停止ノ處分ニ違反シタル者

四 正當ノ理由ナクシテ第十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サス若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者又ハ同條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケタル者

第五條 百貨店ノ業務ヲ營ム者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第六條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店ノ既存ノ支店、出張所又ハ代理店ハ

第七條 本法施行ノ期日以前ニ於テ百貨店ノ本店繼續ニ付必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第八條 本法施行ノ期日以前ニ於テ百貨店ノ本店其ノ他ノ營業所ノ設置若ハ位置變更ニ著手シ又ハ店舗若ハ賣場ノ新設若ハ擴張ニ著手シタル者ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ得サル場合ニ於テハ其レノ申請ヲ爲スコトヲ要ス若シ免許又ハ認可ヲ得ルコトヲ得サル場合ニ於テハ其レニ因リテ生シタル損失ニ付政府ニ對シ補償ヲ請求スルコトヲ得ス

第九條 本法施行ノ期日以前ニ於テ百貨店ハ支店、出張所若ハ代理店ヲ設置シ又ハ出張販賣ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 本法施行ノ期日以前ニ於テ百貨店見切品、棚陳、殘品其ノ他名義ノ何タルヲ問ハス相場外ノ價格ヲ以テ廉賣ヲ爲サムトスルトキハ商品ノ種類、品質、數量、仕入時價及原價、賣價竝廉賣ノ事由ヲ具シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

附則  
本法施行ノ期日ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
重要物産同業組合法第四條但書ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舗若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

衣食住ニ關セサル物品ヲ小賣スル場合ト雖百貨店ノ營業所ニ於テ之ヲ爲ストキハ之ヲ百貨店ノ營業ト看做ス

第二條 百貨店ノ業務ヲ營マムトスル者ハ事業方法其ノ他命令ノ定ムル事項ヲ具シ主務大臣ニ申請シ免許ヲ受クヘシ

第三條 主務大臣前項ノ免許ヲ爲スニ當リテハ特定ノ審議機關ノ審議ノ結果ヲ參酌スルコトヲ得

第四條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舗若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第五條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舗若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第六條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第七條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第八條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第九條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十一條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十二條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十三條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十四條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十五條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十六條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十七條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十八條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十九條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第二十條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第二十一條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第二十二條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第二十三條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第二十四條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第二十五條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第二十六條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第二十七條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第二十八條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第二十九條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十一條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十二條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十三條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十四條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十五條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十六條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十七條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十八條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十九條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十一條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十二條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十三條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十四條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十五條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十六條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十七條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十八條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第四十九條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第五十條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第五十一條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第五十二條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第五十三條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第五十四條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

第五十五條 本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百貨店又ハ其ノ店舖若ハ賣場ハ本法ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

公益ニ反シ又ハ一般小賣業者若ハ消費  
者ノ公正ナル利益ヲ害スルモノト認ム  
ルトキハ之ヲ制止スル爲必要ナル事項  
ヲ命シ又ハ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ  
得

第七條 主務大臣ハ百貨店ノ所爲ニシテ  
本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違  
反シタルト認ムルトキハ其ノ業務ヲ停  
止シ又ハ其ノ認可若ハ免許ヲ取消スコ  
トヲ得

第八條 百貨店ハ重要物產同業組合其ノ  
他ノ同業組合ニ加入スヘシ

第九條 百貨店ハ左ノ各號ノ時間外ニ於  
テ營業ヲ爲スコトヲ得ス

一 四月一日ヨリ九月三十日迄ハ午前  
八時開店午後六時閉店

二 十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄  
八年前九時開店午後五時閉店

第十條 百貨店ハ毎月一齊ニ三日以上ノ  
休日ヲ設クヘシ

第十一條 主務大臣必要アリト認ムルト  
キハ百貨店ニ對シ其ノ營業若ハ財產ノ  
狀況報告ヲ爲サシメ又ハ營業若ハ財產  
ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第十二條 主務大臣ノ免許ヲ受ケヌシテ  
百貨店ノ業務ヲ營ミタル者ハ三千圓以  
下ノ罰金ニ處ス

第十三條 百貨店ニ非スシテ百貨店ノ支

店又ハ出張所、代理店若ハ出張販賣ナ  
ルカ如ク裝ヒテ營業ヲ爲シタル者ハ千  
圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ  
一千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條乃至第五條又ハ第八條乃至  
二 第六條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分  
ニ違反シタル者

三 第七條ノ規定ニ依ル業務停止ノ處  
分ニ違反シタル者

四 正當ノ理由ナクシテ第十一條ノ規  
定ニ依ル報告ヲ爲サス若ハ虛偽ノ報  
告ヲ爲シタル者又ハ同條ノ規定ニ依  
ル檢查ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケタル者  
代理人、戸主、家族、同居者、雇人其  
ノ他ノ從業者カ本法又ハ本法ニ基キテ  
發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ  
指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ  
免ルルコトヲ得ス

第十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル  
命令ニ依リ百貨店ノ業務ヲ營ム者ニ適  
用スヘキ罰則ハ其ノ者カ法人ナルトキ  
ハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ  
執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產  
者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適  
用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能

力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ  
在ラズ

第十七條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ  
依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官  
ニ委任スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
重要物產同業組合法第四條但書ハ之ヲ廢  
止ス

本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百  
貨店又ハ其ノ店舗若ハ賣場ハ本法ニ依リ  
免許又ハ認可ヲ受ケタル者ト看做ス

本法施行ノ期日ニ於テ現ニ營業ヲ爲ス百  
貨店ノ既存ノ支店、出張所又ハ代理店ハ  
第四條ノ規定ニ拘ラス其ノ營業ヲ繼續ス  
ルコトヲ得

主務大臣ハ前二項ノ場合ニ於テ其ノ營業  
繼續ニ付必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得  
本法施行ノ期日以前ニ於テ百貨店ノ本店  
其ノ他ノ營業所ノ設置若ハ位置變更ニ著  
手シ又ハ店舗若ハ賣場ノ新設若ハ擴張ニ  
著手シタル者ハ本法ニ依リ免許又ハ認可  
ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス若シ免許又ハ認可ヲ  
得ルコトヲ得サル場合ニ於テハ其レ  
ニ因リテ生シタル損失ニ付政府ニ對シ補  
償ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル補償額決定ノ方法ハ命  
令ヲ以テ之ヲ定ム

(眞鍋儀十君登壇)

○眞鍋儀十君 百貨店法提案ノ理由ヲ簡單  
ニ説明致シマス、資本主義機構ノ社會組織  
ニ於キマシテハ、企業トシテハ先づ大資  
本ヲ擁スルト云フコトガ、競爭場裡ニ勝利  
ヲ占メル決定的ノ條件デアリマス、大資本  
ガ中小資本ヲ併呑シ、若クハ征服シ、茲ニ  
ラバ、社會ノ中堅階級ヲ成シテ居ル中小商  
工業者ニ、非常ナ重壓ヲ加ヘルト云フヤウ  
ナ結果ヲ招來シテ來ルモノデアリマス、是  
ガ爲メ倒産、廢業相踵グト云フ實情ヲ見マ  
ス時ニ、非常ニ法律トシテ完備シテ居ル日  
本ガ、何ガ故ニ百貨店法ノミヲ制定シナイ  
カト云フコトニ對スル疑問ガ、當然湧イテ  
來ナケレバナラスト思ヒマス、昭和七年政  
府ハ百貨店法ヲ提出スルノ準備ヲ整ヘマシ  
テカラ、百貨店協會ノ自製聲明ニ依リマシ  
テ提出ヲ留保サレタモノデアリマスガ、其  
後百貨店協會ハ、自制聲明ヲ躊躇致シマシ  
テ、紳士協約ハ全ク今日空文ニナッテ居リマ  
スルノデ、今回本案ヲ提出致シタモノデア  
リマス、百貨店ガ小賣商ニ如何ナル影響ヲ  
及ボシマスカハ申ス迄モゴザイマセヌガ、  
名古屋ノ松坂屋ガ一軒新築サレルト云フコ  
トハ、九尺二間ノ商店ガ一千一百軒出來タ  
ノト同一アリマス、大阪ノ阪急百貨店ガ  
一軒出來タト云フコトハ、九尺二間ノ商店

ガ二千二百軒出來タト同一デアリマス、東京ノ三越一軒ハ九尺二間ノ商店ニ比較致シマスナラバ、正ニ一千五百軒ノ増加ニ該當致シマス、斯様ナモノガ無制限ニ新設セラレマスルコトハ、此資本ノ重壓ヲ受ケル立場ニ考ヘテ見マシタ時ニ、ドウシテモ本案ハ制定サレナケレバナラ又必要ノ痛感ヲ致ス者デアリマス、東京デハ小賣專業ノ賣上ハ凡ソ五億圓デゴザイマスガ、此外ニ卸小賣ガ一億五千万圓位ノ年賣上ヲ上げテ居リマス、然ルニ東京ノ僅ニ三四十軒ニ足ラザル百貨店ガ、此中二億五千万圓ノ賣上ヲ致シテ居ルコトカラ考ヘマスレバ、數字ノ上カラ見マシテモ、非常ナ重壓ヲ蒙ッテ居ルト申サナケレバナリマセヌ、是等ヲ整調是正シ、融和解決致シマスルノニハ、色々ノ方法ガアラウト思ヒマス、或ハ國民同盟ヨリ嘗テ提出セラレタコトノアリマスル高率課稅ニ依ルコトモ其一つデアリマセウ、諸外國ニ矢張此課稅主義ニ依ツテ居リマス、千八百八十カ千九百五年迄ニ、此課稅ハ三倍ニ累進サレタ程課稅ヲ致シテ居リマス、此外ニモ尙ホ利益ニ對スル收益稅、賣上ニ對スル累進稅ト云フヤウナモノヲ課ケマシテ、百万法以上ノ賣上ニ對シマシテハ、百万法カラ二百万法ガ千分ノ一、二百万法カラ一

千方法ガ千分ノ二、二千方法カラ一億法ガ千分ノ三、一億法カラ一億法ガ千分ノ四、二億法以上ハ千分ノ五ノ累進課稅ヲ致シテ居リマス、ソレデモ現在佛蘭西ニ於キマシテハ、全國ノ二十分ノ一ハ矢張此百貨店ニ於テ賣上ヲ致シテ居ルト云フヤウナ實情デアリマシテ、中々累進課稅ヲヤリマスト消費者ニ轉嫁スル傾カアリマスノデ、其處ハ考ヘナケレバナラナイ、立法上ノ考慮ヲ要スルノデアリマス、獨逸ハ建物ニ對シテ制限ヲ致シテ居リマス、例ヘバ二階以上ハ、上層建築ヲ火災其他ノ爲ニ危険ヲ感知ルコトニ使用シテナラナイトカ、或ハ食堂ヲ併置シテナラナイトカ、或ハ建物ノ大キサニ比較シテ累進課稅ヲ課ケルトカ、現在「ヒットラー」ニナリマシテカラヘ、百万「ライヒス・マルク」以上ノ賣上ニ對シマシテハ、千分ノ一三・五ノ課稅ヲ致シテ居リマス、是モ大資本ヲ整調スル好結果ヲ得テ居リマセヌ、伊太利ノ如キハ反對ニ、今度ハ小賣商ノ方ノ制限ヲ試ミテ居リマシテ、五百「リラ」以上ノ保證金ヲ取リマシテ、小賣商ノ增加ヲ防イデ居リマスガ、所謂免許制度ヲ採ツテ居リマスルケレドモ、私共ノ議論ノモ共同致シマシテ、配給機能ノ圓滑ヲ期セントスル精神ニ外ナラヌノデゴザイマスカ

○議長(濱田國松君) 日程第九、提出者三上英雄君  
政策上、立法トシテハ當然ノ立法デナケレバナラヌト考ヘマス、過日カラ問題ニナツテ居リマシタ産業組合ノ如キハ、色々ノ融資其他ノ好條件ニ惠マレテ居リマスガ、都會ノ中小商工業者ハ斯様ナ特典ヲ受ケテ居ラヌノデアリマス、殊ニ商品券ノ如キハ、一枚一万圓カラ十万圓ニ及ブモノモアリマシテ、左様ナモノヲ長キハ一年カラ五年、無利子デ百貨店ガ利用シテ居リマス總額ハ、年七八百万圓ヨリ二千万圓ニ達スル年モゴザイマシテ、商品券ノ如キハ五十日ヲ一回轉ト致シマシテ、年ニハ五六回ヅ、回轉スル程好條件ニ惠マレテ居リマスノニ、普通ノ中小商工業者ハ、左様ナ特典ヲ持ツテ居リマセヌガ爲ニ、非常ニ困憊ヲ致シテ居ル程好條件ニ惠マレテ居リマス、之ヲ例ヘ百貨店ガ厖大ナル資本ヲ有ツテ、其絶大ナル威力ヲ發揮シテ、多數ノ小賣商人ニ對シテ重壓ヲ加ヘテ居ルノデアリマス、之ヲ例ヘバ東京市ニ於テ見マスルノニ、一箇年ノ間に百貨店ガ七億九千万圓ノ賣上高ガアルノデアリマスガ、其金額ハ小賣商人ノ全賣上高ノ三分ノ一ニ達シテ居ルト云フガ如キ、高ス、斯様ナル狀態デアリマスルガ故ニ、小賣商人ハ疲弊其極ニ達シ、轉落ノ途ヲ辿リマス、本案ノ内容ハ、僅ニ分支店ノ設置、溢賣其他ニ付テ規定シテ居ルノミデアリマス、斯様ナル狀態デアリマスルガ故ニ、小賣商人ハ疲弊其極ニ達シ、轉落ノ途ヲ辿リマス、本賣商ノ方ノ制限ヲ試ミテ居リマシテ、同一小賣戰線ニ、百貨店モ小賣業者シテ、何卒諸君ノ御贊同ヲ得マシテ、本案方ノ保證金ヲ取ルコトヨリモ、大資本ヲ擁シテ居ル者ノ方ニ稅金ヲ加ヘルコトガ、社會

○議長(濱田國松君) 日程第九、提出者三上英雄君  
政策上、立法トシテハ當然ノ立法デナケレバナラヌト考ヘマス、過日カラ問題ニナツテ居リマシタ産業組合ノ如キハ、色々ノ融資其他ノ好條件ニ惠マレテ居リマスガ、都會ノ中小商工業者ハ斯様ナ特典ヲ受ケテ居ラヌノデアリマス、殊ニ商品券ノ如キハ、一枚一万圓カラ十万圓ニ及ブモノモアリマシテ、左様ナモノヲ長キハ一年カラ五年、無利子デ百貨店ガ利用シテ居リマス總額ハ、年七八百万圓ヨリ二千万圓ニ達スル年モゴザイマシテ、商品券ノ如キハ五十日ヲ一回轉ト致シマシテ、年ニハ五六回ヅ、回轉スル程好條件ニ惠マレテ居リマスノニ、普通ノ中小商工業者ハ、左様ナ特典ヲ持ツテ居リマセヌガ爲ニ、非常ニ困憊ヲ致シテ居ル程好條件ニ惠マレテ居リマス、之ヲ例ヘバ東京市ニ於テ見マスルノニ、一箇年ノ間に百貨店ガ七億九千万圓ノ賣上高ガアルノデアリマスガ、其金額ハ小賣商人ノ全賣上高ノ三分ノ一ニ達シテ居ルト云フガ如キ、高ス、斯様ナル狀態デアリマスルガ故ニ、小賣商人ハ疲弊其極ニ達シ、轉落ノ途ヲ辿リマス、本賣商ノ方ノ制限ヲ試ミテ居リマシテ、同一小賣戰線ニ、百貨店モ小賣業者シテ、何卒諸君ノ御贊同ヲ得マシテ、本案方ノ保證金ヲ取ルコトヨリモ、大資本ヲ擁シテ居ル者ノ方ニ稅金ヲ加ヘルコトガ、社會

ノ故トテ、決シテ吾々ハ徒ニ百貨店ヲ敵視ス

ル者デハナイノデアリマス、要ハ共存共榮ヲ致シマシテ、國家ノ施設經營ガ本當ニ政

治ノ要諦デアル、公平ニ行ハレルト云フコトヲ期スルニ存スルノデアリマス、畏クモ

明治大帝ガ明治元年五箇條ノ御誓文ト共ニ賜リマシタ所ノ御宸翰ノ一節ニ

「天下億兆一人モ其處ヲ得サル 時ハ皆朕カ罪ナレハ」ト仰セ給ツタノデアリマス、又非常ニ民ニ對シテ仁愛ニ滿チテ居ラセラレタ所ノ彼ノ仁德天皇ガ、皇居ノ高キ所ニ上リ給ウテ民ノ竈ヨリ煙ノ立ツノヲ御覽ゼラレテ「タカキヤニノボリテミレバ煙タツノデアリマス、此皇室ノ御聖恩ニ、吾々ハ民ノ竈ハ賑ヒニケリ」ト云フ御製ヲ賜ツタ

十、傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——吉川吉郎兵衛君

○議長(濱田國松君) 日程第八、第九ノ兩案ヲ一括シテ、東武君外三名提出度量衡法中改正法律案外二件委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○青木雷三郎君 日程第八、第九ノ兩案ヲ議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第

第五條 傷痍軍人ニシテ傷痍、疾病又ハ老齡等ノ爲他人ノ扶助ヲ要スル者ハ命令ノ定ム所ニ依リ靖國神社大祭若ハ招魂祭ニ參拜ノ爲又ハ遺骨ノ出迎受領ノ爲旅

行スルトキハ其ノ往復ニ限リ無賃又ハ旅客運賃ノ五割引ニテ鐵道ニ乗車スルコトヲ得

第六條 第三條、第四條及第五條ニ掲クル者船舶ニ依リ旅行スル場合ニ於テ本法ノ規定ニ依リ無賃ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當スルトキハ旅客運賃ノ五割引、五割引運賃ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當スルトキハ旅客運賃ノ二割引ニテ乗船スルコトヲ得

○議長(濱田國松君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ  
○青木雷三郎君 本案ハ八田宗吉君外七名提出家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 簡單ナラバ御許シマス  
第三條 傷痍軍人ハ命令ノ定ム所ニ依リ增加恩給及傷病年金受給者ニ在リテハ無賃、一時賜金受給者ニ在リテハ旅客運賃ノ五割引ニテ鐵道ニ乗車スルコトヲ得

○吉川吉郎兵衛君 只今議題ニナッテ居マス  
斯ル傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶乗車船優遇ニ關スル法律案デアリマス、此案ハ詳細ナル説明ヲ省略致シタインノガ提出サレマシテ、滿場ノ贊成ヲ得テ今委員會ニ付託サレ居リマスルノト全ク同案デアリマスルガ故ニ、必要ニ應ジマシテ提出者ノ中ヨリ委員會ニ於テ詳細ナル説明ヲ致シタイト存ジマスルガラ、何卒曩ト同様多數ノ御贊成アランコトヲ切ニ御願ヲ致シマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 簡單ナラバ御許シマス  
○吉川吉郎兵衛君 只今議題ニナッテ居マス  
斯ル傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(吉川吉郎兵衛君外四名提出)  
ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(吉川吉郎兵衛君外四名提出)  
第一條 本法ニ於テ鐵道トハ國有鐵道(連絡航路ヲ含ム)、一般交通ノ用ニ供スル地方鐵道及軌道並南滿洲鐵道株式會社所屬ノ鐵道ヲ謂フ

附 則  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

ノ故トテ、決シテ吾々ハ徒ニ百貨店ヲ敵視スル者デハナイノデアリマス、要ハ共存共榮ヲ致シマシテ、國家ノ施設經營ガ本當ニ政

治ノ要諦デアル、公平ニ行ハレルト云フコトヲ期スルニ存スルノデアリマス、畏クモ

明治大帝ガ明治元年五箇條ノ御誓文ト共ニ賜リマシタ所ノ御宸翰ノ一節ニ

「天下億兆一人モ其處ヲ得サル 時ハ皆朕カ罪ナレハ」ト仰セ給ツタノデアリマス、又非常ニ民ニ對シテ仁愛ニ滿チテ居ラセラレタ所ノ彼ノ仁德天皇ガ、皇居ノ高キ所ニ上リ給ウテ民ノ竈ヨリ煙ノ立ツノヲ御覽ゼラレテ「タカキヤニノボリテミレバ煙タツノデアリマス、此皇室ノ御聖恩ニ、吾々ハ民ノ竈ハ賑ヒニケリ」ト云フ御製ヲ賜ツタ

十、傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——吉川吉郎兵衛君

第六條 第三條、第四條及第五條ニ掲クル者船舶ニ依リ旅行スル場合ニ於テ本法ノ規定ニ依リ無賃ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當スルトキハ旅客運賃ノ五割引、五割引運賃ニテ乗車シ得ル旅行ニ相當スルトキハ旅客運賃ノ二割引ニテ乗船スルコトヲ得

○議長(濱田國松君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ  
○青木雷三郎君 本案ハ八田宗吉君外七名提出家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス  
○議長(濱田國松君) 青木君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(濱田國松君) 御異議ナシト認メマス  
第三條 傷痍軍人ハ命令ノ定ム所ニ依リ增加恩給及傷病年金受給者ニ在リテハ無賃、一時賜金受給者ニ在リテハ旅客運賃ノ五割引ニテ鐵道ニ乗車スルコトヲ得

○吉川吉郎兵衛君 只今議題ニナッテ居マス  
斯ル傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶乗車船優遇ニ關スル法律案デアリマス、此案ハ詳細ナル説明ヲ省略致シタインノガ提出サレマシテ、滿場ノ贊成ヲ得テ今委員會ニ付託サレ居リマスルノト全ク同案デアリマスルガ故ニ、必要ニ應ジマシテ提出者ノ中ヨリ委員會ニ於テ詳細ナル説明ヲ致シタイト存ジマスルガラ、何卒曩ト同様多數ノ御贊成アランコトヲ切ニ御願ヲ致シマス(拍手)

○議長(濱田國松君) 簡單ナラバ御許シマス  
○吉川吉郎兵衛君 只今議題ニナッテ居マス  
斯ル傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(吉川吉郎兵衛君外四名提出)  
ノ鐵道船舶等乗車船優遇ニ關スル法律案(吉川吉郎兵衛君外四名提出)  
第一條 本法ニ於テ鐵道トハ國有鐵道(連絡航路ヲ含ム)、一般交通ノ用ニ供スル地方鐵道及軌道並南滿洲鐵道株式會社所屬ノ鐵道ヲ謂フ

附 則  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後五時散會

衆議院議事速記録第二十號中  
正誤

貢段行 誤  
三七一 二一四 同時ニ取ハ豫算 同時ニ又ハ豫算

